

午前 10 時 7 分 開議

議長（重里 勉君） おはようございます。ただいまから平成 7 年第 1 回泉南市議会臨時会を開会いたします。

出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

本臨時会には、市長以下、関係職員の出席を求めています。

次に、市長から開会に当たりあいさつのため発言を求めていますので、これを許可いたします。市長 向井通彦君。

市長（向井通彦君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、平成 7 年第 1 回泉南市議会臨時会の開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

残暑なお厳しい中、議員の皆様方におかれましては何かと御多用にもかかわらず、御出席を賜りまして厚くお礼を申し上げます。また、議員の皆様方には日ごろより本市の発展と市民生活の向上のため、御尽力をいただいておりますことに対しまして、深甚の敬意をあらわさせていただき次第でございます。

本年は世界的な異常気象の中で、日本各地におきましても災害が発生し、本市でも 7 月初旬の集中豪雨により近年にない被害を被ったところでございますが、現在、被災箇所の復旧に全力で取り組んでいるところでございます。

さて、今臨時議会には人事案件として、泉南市助役の選任についてを御提案申し上げます。吉川助役が今月末日をもちまして退任されますので、後任の助役選任につきまして御提案を申し上げます。議員の皆様方には御同意を賜りたくよろしくお願いを申し上げます。また、人事案件のほかに報告案件が 2 件、それに一般会計補正予算が 1 件、合わせて 4 件の議案の御審議をお願い申し上げます。何とぞよろしく御審議を賜りまして、御同意、御議決賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが、臨時会開会のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（重里 勉君） これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において 17 番 嶋本五男君、18

番 小井安男君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日8月24日1日間といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（重里 勉君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日8月24日1日間と決定いたしました。

この際お諮りいたします。本日、これより上程予定の報告及び議案につきましては、いずれも会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（重里 勉君） 御異議なしと認めます。よって本日これより上程予定の報告及び議案につきましては、いずれも委員会の付託を省略することに決しました。

次に、日程第3、報告第1号 専決処分の承認を求めるについて（泉南市民国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

報告書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（重里 勉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。吉川助役。

助役（吉川一郎君） ただいま上程されました報告第1号、専決処分の承認を求めるについてを簡単に御説明申し上げます。

泉南市民国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

専決理由は、精神保健法及び結核予防法の各一部を改正する法律が平成7年7月1日に施行されたことに伴いまして、同日前に本市国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたため専決処分をしたものでございませ

て、その内容は、根拠法令といたしましての従前の精神保健法を精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に改めるとともに、従前の患者負担の負担率につきまして、従前15%を改正後5%に改正する等の内容でございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——和気君。

2番（和気 豊君） 一般的に改正理由をお示しをいただいたわけですが、もう少し突っ込んで具体的に、例えば公費負担がどういうふうな割合で減るのか、そしてそのいわゆる穴埋めが、どういうふうな形で穴埋め対応がなされるのか。

それから、今回の法改正の基本的な原点にもなるであろう趣旨ですね、これについても詳しく御報告をいただきたい。そしてその趣旨が、これはあくまでも一般的な国全体の趣旨であろうというふうに思うんですが、泉南市においてはその趣旨がそのまま引き写しで妥当だと、こういうふうになっているのかどうか、その辺もお示しをいただきたい。

議長（重里 勉君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長（大田 宏君） 公費負担の割合の変化でございますが、今回の法改正によりまして、今までの公費優先という形が保険優先に改められたということございまして、現行では保険が35%、それと一部負担金が15%で、その一部負担金が免除規定によりまして、本人の負担を外しておったということで、すなわち50%を市が負担しておったということになるわけでございます。

そして、改正後でございますが、保険負担が70%、そして自己負担金、これは本人さんの負担金になる分でございますが、5%、すなわち合わせまして一応75%を市が負担するという形のものでございます。したがって、今回の法改正の趣旨の中には今まで本人負担の部分が、一部負担金という形が自己負担金ということに改められまして、今までうちの条例第6条では、条例措置によりまして一部負担金を免除するというような内容で、本人さんから徴収しなくてもいいような免除規定はございましたが、今回の法改正によりまして、その免除規定が効力を失うということになり

まして、また改めて改正後も本人から負担をとらないという形で条例改正をさせていただいたものでございます。

また先ほど、今まで保険が50%で、今回の保険適用と一部自己負担金合わせまして75%ということで、25%がふえるという形になるわけですが、その中で国庫負担金等もございまして、実質的には10%程度市の持ち出しがふえるものと考えておるところでございます。

今後の穴埋めの対応ということでございまして、これにつきましては今後の推移を見ながら市当局ともまた御相談をしていきたいなど、このように考えておるところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） 和気君。

2番（和気 豊君） 大きくは2点に分けて質問したわけですが、今の回答でもうちょっと再度質問したいと思いますが、1点目については1回目の答弁で了といたします。

2点目については全くお答えになっていない。今回の法改正の基本的な趣旨について、何点か国の方では挙げているようですが、その趣旨が泉南市にとってはどうなのか、丸々当てはまるのかどうか、このことについてお示しをいただきたいと思っております。

議長（重里 勉君） 岩本国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長（岩本正美君） 法改正の趣旨ですけれども、平成5年12月に障害者基本法が成立いたしまして、精神障害者が身体障害者、精神薄弱者と並んで基本法の対象として明確に位置づけられまして、これまでの保険医療対策に加え、福祉施策を明確に位置づけて積極的に推進していくことが求められていまして、こうした状況を踏まえ、法律名を精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に改められました。

法律の目的といたしまして、精神障害者の自立と社会参加の促進のために必要な援助を行うという福祉施策の理念が加えられまして、それとあわせて精神医療の公費負担制度について、医療保険制度の充実や精神医療を取り巻く諸状況の変化を踏まえ、これまでの公費優先の仕組みを保険優先の仕組みに改められたところでございます。

ちなみに、泉南市の公費負担——精神・結核の推移でございまして、平成元年度で2,000万円、平成2年度で2,000万円、平成3年度で1,700万円、平成4年度で1,800万円、平成5年度で2,100万円、平成

6年度が2,000万円となっておりまして、かなりの方がこの精神保健法の医療の負担軽減に該当されると思います。

私が御説明できるのはそれぐらいのところですが... ..。

議長（重里 勉君） 和気君。

22番（和気 豊君） 今、第1点目については大田部長の方からお示しをいただいたわけですが、結局、保険で面倒を見る分がふえるわけですね。これは市からの持ち出しだというふうに言われるわけですが、ちょっと私、その辺は納得できないんですね。ただし保険者としての市が払うわけですが、しかし保険者に抛出するのは全部被保険者ですから、市民ですから、結局保険の負担額が35%から70%にまさに倍加すると。これは全部国保に加入している被保険者に負担がおっかぶさってくると、こういうことになるわけでしょう。

それと、岩本課長が言われましたけれども、今回の法改正の趣旨は、1つは医療保険制度が充実してきたと、こういうふうに言われるんですが、泉南市の国保の実態を見る限りにおいては、こんな保険の充実なんてことはここから先も言えない状態ではないんじゃないですか。8億からの赤字を抱えて四苦八苦している、これが各市の保険制度の実態じゃないですか。国保制度の実態じゃないですか。

それから、今回結核予防法の関係も一部包み込んでいるということになるわけですが、公費負担の見直しの趣旨について、結核罹患率の低下傾向、こういうのも挙げられているわけですが、これだけ少なくなってきたら、あんまり保険に負担——パーセントはふえているけれども、実額では余りそういう影響はないんだと、こういうことなんです。これは以前、数年前に泉南市M地区においては急激に結核罹患者がふえている、こういうように公衆衛生学会で尾崎保健所の岡本所長がいわゆる報告をし、実態の発表もされているわけですが、その辺はないのかどうか。

それから精神障害者の社会復帰の促進、これも進んできていると。ところが、先ほど挙げられた数字では一時1,700万にこの関係の支出が落ち込んでおりますけれども、やっぱり一番直近では2,100万ぐらいになっているわけでしょう。2,000万というのがやっぱり100万ほど上がっているわけですから、この辺はどうなのか。実際に人が減っているのかどうか、通院あるいは入院にかかわる対象者、それとあわせてもう一度額

の点を定かにしていただきたい。

以上です。

議長（重里 勉君） 岩本国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長（岩本正美君） 今回の条例改正につきましては、大阪府下の各保険者が従来から一部負担を免除いたしてありまして、その免除にかわりまして新たに自己負担金を給付するという形で、給付面の後退につながるのを避けようというところで、大阪府下の保険者が一丸となって、今回こういう条例改正を予定いたしております。

結核疾病によりまして、措置入院されておられる方につきましては、1カ月約8名ぐらいで、1年間で550万ぐらいの費用額が出ております。全体として、年間で精神、結核合わせまして200名程度の方が通院ないしは措置入院をされておるのが現状でございます。

〔和気 豊君「結核の罹患率なんてのはどうなんですか。実際ふえてるんですか、現状としては。国が言うてるように泉南市ではふえてるんですか」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 岩本国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長（岩本正美君） えらい勉強不足で御迷惑をおかけして申しわけございません。

平成元年度の結核の措置入院の費用が500万程度と申しまして、現在も措置入院されている方の費用額が500万程度、同額程度でございます。

議長（重里 勉君） 和気君。

22番（和気 豊君） そしたら、国は確かに見直しの原因を3つほど挙げてますけど、どれ見ても罹患率については同じような状態やと。これは数で言われなから額で言うということで、平成元年から見ても500万で同じように推移していると、こういうことすし、医療保険制度の充実については、これは泉南市は言うに及ばず阪南9市すべて青息吐息の状態と。精神障害者の社会復帰も先ほど数字挙げられましたけれども2,100万、これも減っていない。ふえるのは保険者の負担だけじゃないですか。

ところが、保険者の負担というのは、これはまさにそこに参加している我々零細な被保険者の負担じゃないですか、ふえるのは、そうでしょう。だから、医療保険制度を充実するよりも、逆にしんどい状況に追い込んでいると。最終的に結核や精神障害の皆さんの負担にはならないと。今回の

条例で何とか処置していこうということですから、あえて反対するものではないですけども、全く趣旨ではこの趣旨と逆行するような状態が——逆行か、もしくは何ら変わらないような状態が泉南市では推移している。

このことについてはやっぱり国に、あるいは府を通じてしっかり物を言うていかなあかんのと違うか。こんなことやから、国の言いなりや府の言いなりや、主体性は一体どこに行ったんや、市の主体性は一体どうや、府からもえらい人が出向してきてはるけれども、その人を通じてでもパイプを生かして物言わんかいと、こういう意見が出てくるわけですね。

その辺は市長、どうですか。市長会でこんな話は、国に物言うていくような話は——保険者の負担、被保険者の負担、市民の負担ですから、ひいては。現実には何ぼですか、これ。1,000万ですね、それほどの負担が新たに被保険者におっかぶされてくるわけですよ、何らかの形で。どこからも国費で捻出してくれないわけでしょう。東京、神奈川みたいに、都や県がこの分は負担しましょうというふうにやってくれないわけでしょう。全部、泉南市の零細な被保険者がこれをかぶらないかんわけですよ、この1,000万分は。これについてどう思うてるのか。どう主体性を発揮するのか。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 市長会におきましても、この国保の問題というのは非常に大きなテーマでございまして、毎年国の方に市長会としてもこの国保会計の問題ですね、いろんな要望をいたしております。

ただいまの法の改正の問題につきましても、まだ具体的な対応はしてありませんが、今後、先ほど部長も御答弁申し上げましたように7月から施行いたしておりますので、それらの推移を見た上で、必要な措置というものは当然必要だというふうに考えておりますので、そのあたりはやはり国保はもちろんでございますが、市長会あたりでも議題にしていきたいと、このように考えております。

議長（重里 勉君） 和気君。

22番（和気 豊君） 市長に出てきていただいたのもう一度お伺いしますが、1,000万ほどの新たな影響が被保険者におっかぶさってくる。このことについては、市として一般会計からの補てん、こういうこともあわせて検討されていくのかどうかですね。今ここで答弁をもらおうとは思いませんけれど——やっていくかどうかについてはですよ。そういう方向で

検討課題として取り組んでいきたい、もちろん市長会等にも通じて国に物言うていくというふうに今言われたんですが、市としていわゆる主体性を発揮してどう対応されるのか。今大変ですよ、被保険者は。最高46万ですから。非課税世帯でも4人家族であれば22万の負担になるわけです。

この辺を一体どないするんやと。やっぱり少しでも影響を他の財政で面倒見ていく、被保険者のふところを当てにしない、こういうことを考えていくべきではないだろうか。いつも国保運営協議会なんかでも意見出ているわけですから、その辺あわせて御意見を賜りたいと、こういうふうに思います。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 一般会計からの繰り入れにつきましては、従来から必要に応じて一定の繰り入れをしているわけですが、今回の部分が国保会計全体にどのような影響を与えるのかというのは、もう少し推移を見た上で——今、制度として単純計算しますとそういうことになるんですが、件数との問題もございますし、もう少しスパンを見ていただいて、その中で必要な措置というのが当然必要であれば考えていく必要があるというふうに考えております。

国保会計も一昨年ですか、厳しい中で値上げもお願いしたようなことでございますから、その中でどう健全化していくかというのは大きなテーマでございますので、御指摘の点も踏まえて今後、国保会計全体としての問題として考えてまいりたいと、このように考えております。

議長（重里 勉君） 和気君。

22番（和気 豊君） 財政にお伺いしたいんですが、これは地方交付税で面倒見ようということで、交付税額の中に算定する保険基盤安定制度等のお金がありますね。財政基盤安定基金ですか、こういうお金がありますけれど、交付税の中で面倒見ていく。こういう交付税の中では、今回の影響分については面倒見られるんですか。見れるんですか、見れないんですか。

議長（重里 勉君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） ただいまのこの関係の分につきましては、交付税の中に算定というのは、我々の方ではまだ聞いておりません。

議長（重里 勉君） 和気君。

22番（和気 豊君） ですから、市長ね、どこからも出てこないんですよ。

従来の負担分については、例えば59年以降のいわゆる退職者医療制度に伴う赤字の増額、これが大体8億になんなんとしているわけですから、そういうことについては一定、基盤安定基金等なんかに繰り入れなさいということで、地方交付税で面倒見るような制度があるわけですが、今回のやつはないわけですから、これはひとつ検討課題として——ここで答弁くれ言うてへんから、検討課題として一般財政からの繰り入れもひとつ考えていくと、こういうことにはなりませんか。もう一度。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほどもそういう趣旨で御答弁したつもりなんですけど、もう一度ということですから。もちろん、検討の1つのテーマとしてそういうことでもありますので、十分これからの推移を見た上で検討をしていきたいと考えております。

議長（重里 勉君） ほかにございませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（重里 勉君） 御異議なしと認めます。よって報告第1号は、原案どおり承認することに決しました。

次に、日程第4、報告第2号 専決処分の承認を求めるについて（平成7年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

報告書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（重里 勉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。吉川助役。

助役（吉川一郎君） ただいま上程されました報告第2号、専決処分の承認を求めるについて（平成7年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号））につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

その内容でございますが、平成6年度老人保護措置費国庫負担金の確定に伴いまして返還金が生じたことにより、これを予算措置する必要が生じたため専決いたしましたものでございまして、それぞれ9ページに記載のとおり、歳入歳出それぞれ831万4,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ225億8,091万4,000円としたものでございます。

歳出についての説明でございますが、先ほども説明しましたように、国の諸支出金の返還金の補正でございまして、平成6年度の老人保護措置費国庫負担金の確定等に伴いまして返還金が生じたことにより、新たに措置するものでございます。

歳入につきましては、11ページに記載のとおりでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより報告第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（重里 勉君） 御異議なしと認めます。よって報告第2号は、原案どおり承認することに決しました。

次に、日程第5、議案第1号、泉南市助役の選任についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（重里 勉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第1号、泉南市助役の選任につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

吉川助役から平成7年8月11日付にて退職願が提出され、今月いっぱいをもって辞任しますので、後任として福田昌弘氏を最適任者と認め助役

に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の御同意を賜りたく御提案申し上げるものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、議案書の19ページに参考資料として記載いたしておりますとおりでございます。

簡単でございますが、本議案の説明とさせていただきます。どうぞよろしく御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——成田君。

21番（成田政彦君） 市長にお伺いいたしますけど、府から助役を迎えることなんですけど、今市長の提案理由の中には、具体的になぜ府から助役を迎えるかという理由を一切述べていないんですけど、その点をもう少し、なぜ府から助役を迎えるのかということをお伺いしたいと思います。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 本市は助役2人制をとっているわけですが、1名は泉南市内の人から現在選任をいたしております、もう1名は現時点で大阪府から派遣をいただいているところでございます。今回も府から派遣をお願いしたという経緯につきましては、泉南市政全般を見ましたときに、泉南市自身も幾つかの課題も抱えておりますし、テーマもございません。

それらはおおむね大阪府との関係というのが非常に深い分もございまして、泉南市並びに泉南市民にとって、泉南市の立場に立った中で、特に府との調整あるいは連携を含めて解決をしていかなければならない課題が相当ございますので、私といたしましては、1人はもちろん地元から選出をいたしておるわけですが、もう1人につきましては、それらをやはり的確に処理し、または私を補佐していただいて、泉南市発展のために、また泉南市民のために働いていただきたいということで派遣をお願いした次第でございます。

どうぞ御理解をよろしくお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） 抽象的な発言で余りわからないんですけど、もう1点お伺いするんですけど、さっきの市長の答弁では泉南市から——ここが非常にあいまいなんですけど、それから大阪府と言うてたんですけど、今

は泉南市の職員の方が1人助役さんになられておるんですけど、1つは広く市民の中からもなぜ学者とか、いろいろ泉南市民の方には立派な方がいますわね。なぜそういうことをされなかったか、ひとつその点をお伺いしたいと思うんです。

それから、今度の人で府から何人目ですか。府から迎える助役は何人目ですか。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 助役の選任に当たりましては、いろんな角度から検討するというのが本意であろうかというふうに思います。御指摘の、例えばという話もございましたけれども、私といたしましては、やはり市長を補佐して行政の職員をリードしていく、そういう立場にある助役という役でございますので、やはり行政に当然精通している方がいいのではないかとということで、今回もその中から考えさせていただいたところでございます。

それから、現在何人目かということでございますが、今回上程をさせていただいている方が5人目だというふうに存じております。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） その中で、課題を広く——市長が言われたのは、市長を補佐し職員をリードしていく、それから精通しておると。それから市政全般、課題の施行に当たっては府とのつながりがあるという、こういう5点を述べられたんですけど、その1つは府とのつながりがあるということと言われたんですけど、具体的に助役選定に当たって、今まで市長はどのように府との課題を、広くつながっているんな助役を選定するに当たっては成果があったというふうに今日市長は評価しておるのか。

それからもう1点は、市長を補佐し職員をリードしていくということ、これは今度来る個人に対してはわからない点がありますから、余り言えないんですけど、経歴を見るならば市政全般に広く精通しているとは、私は言えないと思うんです。それはまあ指摘できると思うんです。

その点で、まず1つお伺いしたいんですけど、助役を府から迎えるに当たって、市政全般、課題を府とのつながりがあると、この点について広く評価できるから府から助役を迎えるのか、その点についてちょっとお伺いしたいと思います。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私が選任いたしますのは、今回初めてでございます。

以前は前市長が何人かお迎えして選任をされておったわけでございまして、私もその当時、職員として、あるいは助役として一緒にその当時の方々とお仕事をさせていただいたわけでございますが、その中での評価ということにつきましては、私の感じたところでございますが、やはり行政全般にわたりまして非常に精通をしておられる方だったというふうに思っておりますし、また特に市のその時々課題というのがあるわけでございますが、その解決なりあるいは前進を目指した姿勢、それも大いに評価をさせていただいたところでございますし、特にいろんな府とのやりとりあるいは連携、そして場合によっては共同でやらなければいけない部分もあるわけでございますが、それらについては特に派遣をさせていただいた方であったという中で、十分にその役割を果たしていただいたというふうに、私は評価をいたしているところでございます。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） ちょっと市長答えてないところがあるんだけど、何で広く——今は助役さんは、1人の方は職員の方がなってるんですけど、広く一般から、市民の中からはなぜ選ばなかったという点については市長お答えになってないんで、その点はどうか。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほどお答えしたつもりでございますが、再度申し上げますと、一般論としては広い視野の中で選ぶということになるかというふうに思いますが、先ほども御答弁申し上げましたように、泉南市の場合に緊急の幾つかの課題も持っておりますし、それから先ほど言いましたように、市長を補佐して、そして行政全般を見ていただいて職員をリードしていくと、そういう立場からしますと、私はやはり行政に経験のあるといたしますか、そういう方がいいのではないかという考えを持っております。したがって、今回そういう形の中から選任をさせていただくことにいたしました次第でございます。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） 問題は広く行政に精通するいうたら、今の助役さん、上林助役は十分広く行政に精通しとるし、職員として何十年やってるから職員をリードすることはできるし、全く問題はないと思いますよ、上林さ

んで、そのことについては。

問題は、市政全般、課題を広く、府とのつながりということ、そのことのみで府から迎えるということではないんですか。その点の府に対する泉南市の自主性の問題は、極めて問われるものと私は思うんですけどね。その点はどうですか。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 泉南市の場合、先ほども申し上げましたように、2人制をしいておりまして、1人は行政経験豊かな職員の中からこの3月に助役を選任させていただいたわけございまして、もう1人につきましては、先ほども言いましたように、本市のいろんな課題あるいはこれからの発展に向けた前進の部分について、特に府との関わりというのは非常に多いわけございまして、そういうことを重視をさしていただいて、今回府からお願いをするということにいたした次第でございます。

議長（重里 勉君） 成田君に申します。代表者会議で重複しないようにというお願いをしておりますので、角度を変えて、重複しないように留意しながら質問続けてください。———成田君。

21番（成田政彦君） もう少しで終わりますので。

泉南市が府から新しい助役を迎えるに当たって、泉南市の課題というのは、病院問題じゃなくても、特養の建てかえの問題とか空港問題、たくさんあると思うんです。しかし、特養の1つ、これは府立なんですけど、建てかえるということについては全く不明だし、いつ——これは泉南市のゴールドプランも実行できない状況にあると。それから、りんくうタウンの状況を見てもいまだに数社しか埋立地には来てないと、こういういろんな問題について、過去4人の府の助役さんがこちらに来とるんですけど、実際府から来たことによって泉南市民としてメリットがあったかどうかという点については、私は何も市民から広く助役さんが来て、その人が府と交渉したって別にそんなことは問題ないと思うんですわ。問題はいかに市民の声を反映させる、そういったことに頑張る助役であって、府の職員、出向だからこのことが泉南市民にとって反映できるかどうか全く別の問題やと思うんですわ。

過去5人助役さんが来とるんですけど、今の泉南市の実態はどうか。府から助役さんが来て、病院の問題、特別養護老人ホームの問題、りんくう

タウンの問題、こういう問題、政策的に府とつながる問題について一体どのように前進しとるかという点について、主観的な問題を別としてもほぼ明らかと違いますか。来とるから反映するとか、そんなことは全く関係ないと、泉南市の方にとって。違いますか。その点市長どうですか。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 具体例を挙げられましたけど、ここでその事業等の中身について御答弁申し上げるのは差し控えたいというふうに思いますが、いるんなさっき御指摘あったようなことも踏まえて、私は一気になかなか解決しない問題だとは思いますが、着実に一步一步前進してきているというように理解をいたしております。そういう意味では現在の助役、また歴代の助役の果たされた部分というのは、かなり大きかったのではないかとこのように評価をいたしております。

ですから、今後もそれらの、今動き出した部分というのは相当ございますので、これをやはり円滑に今後泉南市の発展に向けてつなげていくという中で、ぜひともそういう府との連携というのは1つ大切だというふうに私は思っておりますので、そういう観点からも登用を考えたところでございます。よろしく御理解をちょうだいしたいと思います。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） これは泉南市政の根本に関わる問題ですので、もう一度お伺いしたいんですけど、61年のとき大阪府から来た幹部職員は、済生会病院の問題についてもきちっと対応するという答弁をしながら、いまだにそのことが実行されてない。また、りんくうタウンについても、あそこに招聘して泉南市が繁栄するがごときを言ったんですけど、それ以後来た助役さんは、これについて助役さんの力量そのもの云々というのは僕は問わないんですけど、府の姿勢の問題にあるんですけど、実際今度2年の助役さんがこの済生会病院の建てかえの問題とか府立泉南特養の問題なんかどれだけできるのか。助役さんが来てできるとかというのは、これは幻想にすぎないと。2年の助役さんが来て、それが建てかえできるとか、そんなことはもう幻想にすぎないと。過去5人の助役さん、その人の能力とかそういう問題は別ですので。大阪府のいわゆる姿勢とかそういう問題点が基本的な問題であって、助役が来たからそのことができるとか、そういうものではないと思うんです。

実際、今度来た助役さん2年で例えば済生会病院の建てかえを実行するとか、府立特養老人ホームをきちっとするとか、そういうことができるかどうかというのは違う問題でしょう、助役とは。市長のように政策云々という課題と結びつけるのは。私はそう思うんですけど、その点市長、どうですか。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 何度も御答弁申し上げておりますが、御指摘いただいた具体的内容というの、今動いているわけでありまして、とまっている、あるいは後退しているというわけではないわけでありまして、そういう意味では、成田議員は成田議員の評価はあろうかというふうに思いますが、私は歴代の助役の果たしてきた役割というのは、非常に大きかったというふうに評価をいたしているわけでございます。

もちろん、助役1人でやるということになしに、当然市長みずから相当動かなければいけない部分があるかというふうに思いますので、私ももう一度きちっとその辺も新しい助役ともタイアップして、その課題の実現に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） 私は、例えば泉佐野市には病院の建てかえ問題とかそういう問題があるんですけど、少なくとも大阪府から助役を迎えて泉南市の当面迎える、いわゆる事業ができる。助役選任に当たって、そういう重要な、助役がそういう市長が言う期待にこたえられるかどうかというのは、非常に疑問に思う。私はそのことを指摘したいと思います。

議長（重里 勉君） ほかにございせんか。—————島原君。

24番（島原正嗣君） 先ほどの質問者とは若干重複する部分もあると思いますが、問題は、せっかく泉南市に来ていただいて仕事をしていただくと。その期間自体が制約というか制限がありまして、提案理由の説明の中には2年間ということが説明されたかどうか、ちょっと僕、席を外しておりましたからわからないけれども、一般論として、助役さんに限らず府から来られる管理職の方々も、行政と大阪府の中で出向期間が2年という限定があるわけですね。

先人が残した言葉の中に、単純な発想でありますけれども、「桃栗3年柿8年」というふうな言葉があります。実際に行政に精通をした者が、そ

それぞれの行政に参加をして、仕事のできる段階でもう帰っていかなくやならんと。そういうことでは言っていることとやっていることがちぐはぐではないかと。実際、2年、3年というような歳月を通して、いずれにしても泉南市に自分の政治能力、行政能力を尽くしてみたいという意思を持って来られるわけですから、我々の側から見ますと、ちょっと2年間、3年間という期間は非常に短い。仕事のできる段階でまた府にお帰りになるということでは、いかなものだろうかというような感じもするわけですが、この2年とか3年という期間の制約の理由ですね。そのことについて、例えば4年間とかいうようなことにはならないのかどうか、そういう話をしてきたのかどうか、御答弁をいただきたい。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 島原議員さんから御指摘ありましたように、過去、表谷助役はちょっと長かったんですが、青井助役は事業部長から上がりましたので、あの方も長かったんですが、助役としてはずっと2年で帰っておられるということでございます。

私も先般、府に行きましたときに、できればもう少し長くお願いできないかという話もさせていただいたんですけれども、大阪府の場合、派遣職員の基本になっておりますのが、一応2年という1つの考え方のもとで派遣をしているというようなこともございます。ただ、泉南市の場合はちょっと前の表谷助役が辞任されてからのサイクルが、9月1日という間になっている関係もございまして、2年という基本はあったにしても、できればもう少し長くできないかという話はしてまいっております。

ただ、明確に即答はいただけなかったわけでありましたが、基本は2年という形で理解をしてほしいということもございまして、その2年の間にまた協議をさせていただきたいと、こういうことでもございましたので、御指摘の、確かに2年というのは若干短いという気は私もいたしてはおりますけれども、府の方のそういう基本的な考え方でもございまして、従来から2年をベースということになっております。

延長については、私も基本的にはそういう考え方を伝えてございます。したがって、今後それらについての話というのは継続してやっていかなくいけないとは思いますが、今のところ基本的に2年ということで御理解を賜ればというふうに思っております。よろしくお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） 島原君。

24番（島原正嗣君） 物事はやっぱり信頼関係から成り立つんでありまして、信頼関係というのは1日や半日ではなかなか人間関係にしても成り立つものではない。むしろお互いに汗をかき、ともに苦しみ、ともに喜び、そういう交流を通して真に信頼関係が育っていくのではないかと。

市長おっしゃった、先ほどの答弁にございましたように、行政に精通しているというふうなことだけでもないと思いますけれども、それだけで行政がやれるかどうかということはまた別の問題でありまして、問題は泉南市という地域の風土に合った政治感覚、行政感覚を身につけて行政を運営してもらおうと。対議会にもあるでしょうし、それは対市民との関係もあるでしょう。

それには地域1つ覚えるにしても、少なくとも1年や半年、名刺交換も含めて市民との交流を含めても1年、2年という歳月がかかる。そういうことからすればやっぱり3年、4年、できれば一生この泉南市で、助役になった以上は骨を埋めてもらおうというくらいの本人自身も覚悟してやってもらわないと、ただどっかの出向社員みたいな感じで——そんな気持ちもないでしょうけども、我々の側からすれば2年、2年で交代することはいかなるものだろうかという、そういう実際仕事のできる期間に帰ってしまうと。名前を覚えた、お互い信頼関係もできた段階で府に帰ってしまうということでは、どちらにとっても、本人にとっても不幸でありましょうし——まあ本人は不幸かどうかわかりませんが、泉南市としてはそれだけの投資をしているわけですから、投資効果の生まれるような状況、環境をつくっていくというふうな選任の仕方というものをやっていただきたいというふうに思うわけです。

でないと、今質問ございましたように、じゃ、泉南市民にも立派な方がおられるんやから、そこから選考したらどうやということにもなるわけですし、明治開国以来、国の力、権力というものが地方を支配しているということにも考えられないとも限りませんので、我々としては、やはり来てくれた以上は泉南市に骨を埋めるという初心を貫いていただきたいというふうに思うんです。

特に泉南市は、御存じのように関西国際空港のこれからの課題もたくさんありますし、それぞれの行政課題があるわけですから、ともに市

民と同様の汗を流してもらおうというくらいの決心や覚悟をしてもらわないと、ただ議会で承認してもらって助役になりましたということでは、今までのような感情だけでやってもらおうと困る。そこらあたり十分市長としても心してやっていただきたいなど。これは意見にかえておきます。

議長（重里 勉君） ほかに。———北出君。

6番（北出寧啓君） いろんな評価があると思うんですけども、私は今回を含めて、大阪府の助役の果たした役割というのは極めて大きいと思います。りんくうタウンの問題もバブル経済の崩壊の後で誘致がかなり困難だというのは、これはもう必然的なものであって、これが政策的にどうできるかというのは、これは単に助役の能力を超えたものであります。その中で細かい、これまでの経過を見て、相当やっていただいたんじゃないかなというふうに私は評価させていただきます。

ただ、問題は府との関係の中で、これまた吉川助役に最後お聞きしたいんですけど、府との協力関係、それから時には府と市の対抗関係というのが生じてきますから、それがやはり府から出向してきた助役の本来の持つ難しさというのがあると思うんですね。その辺をできたら若干披露していただいて、来たときの自分の考え方、そして今帰ろうとするところで、本市の行政全体、自分の行政手腕の発揮に対する反省的なところをちょっとお聞かせいただければと思います。

で、府から出向してきた場合の一番大きな問題は、やはり行政能力が問われるということで、市民から学者とかいっても実際、現実的には非常に難しいものがある。行政経験、それから知見、それから市なり市民に対する献身性のような、そういうもろもろの要素の中で、府から出向職員の一定の優位性みたいなものがあると思うんですけども、それをどこまで遂行できるか。ただ、問題はさっき島原議員もおっしゃられたように、2年間ではちょっと短いのではないかなと。できたら3年間ぐらいすれば、本市にとっても大阪府にとってもいいのではないかなと思います。

今回の助役に関しては、経歴を拝見させていただきますと、一応総務部ということで総務畑を歩いてこられたということで、とりわけ市長も申されているような行財政改革の視点で今後積極的に新助役に協力をいただいて、一層行財政改革を推進していただきたいということで、その点をまた新助役にお聞きしたいなと思いますが、その点簡単に吉川助役に発言と、

市長には行財政改革に対する新しい助役の役割、そういった点についてお答え願いたいと思います。

議長（重里 勉君） 北出君に申します。ただいまの質疑の中で、吉川助役に発言を求めておりましたけれども、市長提案でございますので、吉川助役に対しての発言は許可いたしませんので。

また、帰る間際にあいさつがあらうかと思えますけれども、そのときは発言していただきますから、御理解のほどよろしくお願いします。向井市長。

市長（向井通彦君） それでは、私の方に対する質問の中で、特に私ども、もちろんいろんな事業なりあるいは市内全般のハード面等の課題も当然あるわけでございますが、一方は御指摘ありましたように庁内といいますか、行財政の改革の問題もございまして、今、委員会つくってやりつつございますけれども、今回来られる方は、そういう意味では総務部人事畑がちょっと長いわけでございますが、御承知のように人事とか財政をやっておられる方は、本市においてもそうだと思うんですが、庁内全般のことについて人あるいは情報、あるいは業務内容といいますか、そういうものを把握した上で人事なり財政なりというものが担当しておられるというふうに私は思っておりますので、そういう意味ではいろんな総務部人事畑が長いというのは、本市に照らし合わせますと、1つの大きな課題でございますそういう行財政の問題についても担当していただけるものと。で、総務部の所管も第2助役の担当になっておりますので、その中で十分検討をしていただけるものというふうに期待をいたしているところでございます。

それと、2年は短いという先ほどの島原議員さんの御指摘と同じでございますけれども、できれば私ももう少し長い方が望ましいというふうには考えております。ただ、府下各市、9市ほど出しておられますけれども、一応皆2年という形でやっておられるというようなこともありますので、それはまた今後の課題として私どももお話をしてみたいというふうに考えております。

議長（重里 勉君） 北出君。

6番（北出寧啓君） 最後、要望になるんですけども、できたら就任早々、泉南市のいろんな現場がございましたから、できるだけ泉南市全体を早く習熟していただくという方向で、泉南市全体を一応巡回したり、そういうこ

とをやっていたきたいなと思います。よろしくをお願いします。

議長（重里 勉君） ほかに。———小山君。

8番（小山広明君） 議論がありましたので、重複しないようにしたいと思うんですが、助役の役割ですね。もう1つ我々もはっきりわからないわけで——抽象的にはわかるんですが。それともう1つはずっと従来から、なぜ大阪府の出向かということの中で、そういう議論の中で私は2人助役が実際は実現したと思うんで、そうすると、何か2年の問題もありますし、府から来て2年で、主体的に確立されてるのかなという問題もあってずっと強い声があって、今、庁内から助役ができとるんですが、そういう声が逆に利用されて2人になってしまったと。

そうすると、2人という助役の意味が、1人だったときと2人になったときと、どういうふうに変ったのかというのは明確にわからないと思うので、これ堺市でも、80万を超えるところでも大体同じような組織形態でもっとも思いますから、行財政改革の面も議論が少しありましたけども、そういう点からいうと、確かに1人より2人あった方がやる方はやりやすいでしょうけども、それだけまた財政改革の面からいったら逆行しとるような状況もあるんで、その辺はもう少し長期的に、市長はどう考えていらっしゃるのかですね。

それから、やっぱり大阪府の都合で各衛星都市に助役を初めとしたいろんな職員が出向という形で来ておられるんですが、これも1つの制度化してしまつとるんじゃないかなと、私はそう思うんですね。もっと市長が自由裁量の中で、特別職ですから政治的な1つの発言、考え方をもって市長と一緒に仕事されるという性格からいえば、職員であるというよりも、ある意味で政治家に近いような識見が私は必要だと思うんですが、また帰つて職員に戻るといふ、そういうものが制度化されてしまうと、余り助役という、本来求められている意味を失うんじゃないかなと思うんで、そういう助役のあり方、また実際的には制度化されてしまったあり方の中で、今後どうしようとしていらっしゃるのか。それで、今回提案されたことについては、その辺の考え方との絡みではどうなのか。その辺をひとつお聞かせをいただきたいと、そのように思います。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 助役の定数の問題でございますが、御指摘ありました

堺市は、たしか3人——東大阪とは3人だったというふうに思いますが、そのほか大体最近では2名という形で推移をしてきているかというふうに思っております。本市も2人制をしいているわけでもございまして、これは非常に行政全般が多岐にわたってきた、あるいは高度化してきたということもございまして、また特に市民ニーズも非常にいろんな角度から出てきておるといようなことも踏まえまして、なかなか1人助役では対応が十分——資質の問題じゃなくて量的にといいですか、そういう形で非常にしんどくなってきておったということも踏まえて、できるだけよりの確に、また迅速に対応できるような形で行政サービスをふやしていこうという形で2人制をしいたわけでもございます。

その中で1人は——もともと1人のときは、本市の場合、府からの方が非常に多かったんですが、2人制にしまして内部からの登用がございました。現在も1人そういう形でございます。もう1人は、その中におきまして、その事務分担の中でできるだけ市の、いわゆる一般的な業務はもちろんでございますが、それに加えて大きな課題といいですか、1つの大きなテーマというものが出来てまいっておりますので、それらに取り組んでいただくと。その場合に、それは泉南市だけでなかなかいかない場合もございまして、国なり府なりというところとのいろんな交渉なりやりとりが出てまいりますので、そういうことを踏まえて、できたらもう1人は大阪府さんの方からという形で推移をしてきております。

それから、助役につきましては、1つは市長を補佐するという、これはある意味では一部御指摘のように政治的側面がないわけではないというふうに思いますが、もう1つはやはり職員を指導監督するという立場もございまして、両面から求められているというふうに思っております。そういう意味では非常に難しい役職ではないかなというふうに思いますが、今回の方については、もちろん行政経験は豊かでもございまして、人柄についても私、お会いさせていただいた中で、十分助役の職務を果たしていただける方だというふうに認識をいたしておりますので、その点御理解を賜りたいというふうに存じております。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） 堺が3人といったって全然人口比が違うわけですし、職員数も違うわけですから。泉南は大阪府下でも一番人口の少ないところ

ですから、行政改革を考えたときには、こういうところがやっぱり範を示していかないと、ほか2人だからということでは、私はちょっと説得力ないんじゃないかなと思います。確かにさっきも言うように、あった方がいいのはわかるとるんですが、そこは財政の問題とか職員をふやせないという問題——じゃ、助役を1人にして職員をふやす方が直接市民のサービスにはいけるわけですし、地方分権の流れからいえば、どんどん現場に責任を持たして、的確に、敏速にやっていくということからいえば、バランス的には上の人数がふえておることを減らしていく傾向にはある意味でないんじゃないかなと。単に人数だけでいきますからね。そういう点では、やっぱり市長の行政改革に対するリーダーシップを、助役人事についてももう少し明確な形で示してもらいたいかなと思いますね。

それから、行政経験として助役をこなすのは当たり前で、それよりも求められているのは、市民的感觉をどうして行政に入れていくか。議会の中の議論で、我々はきのうまでは市民であって議員になるわけですから、職員さんの場合に、学校を出てすぐ職員として、そして経験をして助役になっていくというパターンからいえば、我々はより市民に近いところにあるわけですから、そういう点では行政の中に唯一市民のそういう存在というか、感觉を入れられるところというのは、助役とか——収入役なんかになると、なかなか数字のこともあって難しい面もあるかもわかりませんが、そういう点では2人おる助役のうち1人は民間人から登用して、民間が行政に何を求めとるのかを踏まえて職員に対するリーダーシップをとってもらいたいかな、そういう選択肢もあっていいんじゃないかなと思うんですね。

無難な、堅実な行政マンとしてという視点だけではなしに、行政というのは市民のものでありますから、そういう点では市民感觉を行政に入れる一番チャンスは、やはり市長が任命権を持つとる助役さん、三役——特別職ですね。そういうのを私は考えて当然じゃないかなと思いますね。

それから、私はこれまでの議論でも言いましたように、どうしても公務員法の絡みからいって、退職をして、また就任して、また退職して、また戻るといというのは、普通の市民が見ておればちょっとおかしいのと違う、ということがあるので、大阪府の職員さんは大阪府に入ったわけですから、そこで働いてもらったらいいいわけであって、本人としては余り来たいとは

思わんと思うんですね、本心からいったら。遠いしね。距離かて遠いでしよう。仕事できないですよ、やっぱり。自分が勤めるときには、通勤圏も込めて考えるわけですから、それを一方的に人事的に、泉南市に行きなさいと言って来るといのは、その人が本当に働こうと思っても客観的に働けないような状況になるので、これはもう少し公務員法の精神にのっとって人事運営もしてもらいたいと思うんですね。

そういう点からいっても、やはり特別職として政治的な識見も要るといふことになれば、私が言ったような職員を一たん退職させて、また退職する。2回も退職するという、そういうのは余り理解されないし、本人にとっても僕は余りよくないと思うので、そういう点も含めて、私は今すぐ、もう流れになつとるものを改正しろといったって無理なところもあるでしょうけども、方向としては、市長が2年の期間は短いと言ったのは、大阪府の事情から考えれば僕は大胆な発言だと思いますね。これは私、公にもしていきたいと思いますが、市長がこの場で短いと、ある意味でこれでは助役として責任もって仕事やってもらえないという1つの考えを示したわけですから、これは大阪府に対しては1つのインパクトを与える発言ではないかなと思いますね。

しかし、これはちゃんとやってもらいたい。発言だけじゃなしに、期間はこの期間に検討するというわけですから、やっぱり泉南市の立場に立って期間の問題も真剣に考えたら、大阪府から出向という形で助役を招くということは成り立たないんじゃないかな、そのように思いますので、これは市長のさっき言った発言のもう一度確認と、言った言葉に対する責任を持ったことをやっていただきたいということを含めて、最後に御答弁をいただきたいと思います。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 期間の問題と、2年だから仕事ができないと、そういうことを申し上げているのではなくて、2年でも十分その間の最大限の努力をしていただいて、仕事はやっていただいているわけですが、しかし一方、2年というスパンを見た場合どうかという議論もございました。そういうことからしますと、地方自治法上は一応4年という形があるわけでありまして、せっかく来ていただくならば、2年よりもう少し長い方が、その間より多くの仕事をこなしていただけるのではないかという

希望を申し上げたわけでございますので、その点はちょっと御理解を賜りたいというふうに思います。これは、府の制度そのものにかかわりますので、これからいろいろ御意見は申し上げていきたいというふうには存じております。

〔小山広明君「ちょっと重要なところ、民間人のあれとか助役のあり方とか」と呼ぶ〕

市長（向井通彦君）（続）今回、大阪府の方から派遣をお願いしているわけですが、そのときどきの本市の状況、置かれているいろんな課題、あるいは社会状況等も踏まえて判断をしていかなければいけないというふうに思っておりますので、ずうっと派遣の助役さんをお願いするかというのは、そこまでは限定できないというふうに思っております。したがって、その時点時点でいろんな角度から検討をさせていただきたいと、このように考えております。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） もう終わろうと思ったんですが、やっぱり短いと私は思うと言ったのは、2年では自分が助役として議会にお願いをして――そら2年でも仕事はできますよ。しかし、市長は4年でしょう。我々だっているいろいろなじんでくるまでには時間かかるわけですし、もう帰りますいうたら、なかなか次に課題にするものは言いにくいという問題があって、短いと思うということで発言したわけですから、それはやっぱり助役としてはまずいと。期間ですよ。そういうことを含んどると理解するのが当たり前で、それを否定するようなことをまたここで言われるのは、僕はちょっと問題だと思うんですね。

2年は短いですよ、やっぱり。そこはちゃんと、市長もここで言ったわけですから、大阪府に3年にしてくれと言ったら、大阪府の方は恐らく職員の関係があって、職員はまた戻って職員として仕事せなあかんわけですから、何年も空間あいたら、そら仕事できないですよ、ある意味で。わからんようになるわけですから。そういう点もいろんな矛盾が2年をふやせば出てきますよ。僕は絶対出てくると思いますわ。今、整合性あると思いますよ、2年は。しかし、そういうことを強く主張するということは、泉南市の立場を主張するわけですから、そうすると、実質的には大阪府からそういう出向という形で退職、またやめて退職という、そういう不自然な

ことは実際的にはやれなくなると僕は期待しとるんですよ。それは僕の期待ですからね。

だから、市長は短いと思うといった発言については、次、提案してくるときには、2年ということはもう許されないと私は思うんですね、論議の性格からいっても。その辺はちゃんと責任もってやっていただきたい。市長ですからね、市長がそういう考え方をここできちっと示したわけですから、その辺はひとつよろしく願いをします。もう答弁はいいですから、要望しておきます。

議長（重里 勉君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———和気君。

2番（和気 豊君） 日本共産党泉南市会議員団を代表して、議案第1号に対し討論してまいります。

今、地方行政の大きな課題の1つとして地方分権、すなわち真に住民の立場に立った地方自治が大きな意味を持っています。批判の強い官官接待も地方自治をみずから投げ捨てる、そういう意味で批判の強いものであります。まさに泉南市の行政を見ても、今ほど住民の立場に立った主体性の発揮が求められているときはありません。

論議の中でも明らかになりましたように、行政の中枢に位置した助役という立場であっても、わずか2年で一体何ができるでしょうか。泉南市の最大の課題である市民病院、すなわち公的総合病院の建設にしても、府政とのかかわり合いを抜きに考えることはできません。済生会泉南病院の高度救命化を含め何1つめどが立たないどころか、むしろ府の医療行政の基本規制とともに、医療法や府保健医療計画の制約の中で困難をもたらしていることは事実であります。また、りんくうタウンの政策的に破綻が必至になっている中で、市の行財政に与える影響ははかり知れないものがあります。

継続は力という言葉があります。本人の能力、資質は別問題として、府とのかかわり合いで重要な意味を持っている行政課題を市民の立場に立って一貫して追及していくことが、府ペースの2年間の任期で果たしてできるかどうか。

そして、それとのかかわり合いでいえば、市では助役であっても、府レベルの会議ではその立場が発揮できがたいことも事実ではないでしょうか。

過去10年近い経過を踏まえるとき、出向助役に余りにも過度な期待を持つこと自体、行政を市民が主人公の立場で主体性を持って進めていくということからすれば、逆行するものではないでしょうか。

以上申し述べ、反対の討論としてまいります。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） 議案第1号、泉南市助役の選任について、反対の立場から討論をさせていただきます。

助役といたしますと大変重要な立場でありますし、市長も選挙で市民から選ばれた立場を持つとき、せっかく2人制ある助役を市民感覚のわかる方を据えてほしいなと私は思います。

また、大阪府の職員を出向という形で助役にしておる姿は、来られる方にとっても私は本意ではないと理解するわけであります。その人が働くのには、通勤圏の問題も含めさまざまから大阪府に働いたわけでありますから、それが一方的な人事権という状況の中で、泉南市の助役で行きなさいというような形で行かざるを得ないというのは、私は働く立場からいっても理解できませんし、問題だと思えます。

市長はこの議論の中で、2年ということは私にとっても短いと思うということを確認に言われたわけでありますけれども、このことを本当に貫いていくなれば、私は実質的に大阪府から助役を今のよう形で迎えるということは不可能になってくるという問題をはらんでおると思うわけであります。行財政改革ということが言われる中で、やはり6万という市の規模を考えると、どうしても2人助役を置かないといけないという必要性は、私には感じられません。もっとその辺も含めて提案をしてほしかったなということをもって、反対の討論にさせていただきます。

議長（重里 勉君） 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（重里 勉君） 起立多数であります。よって議案第1号は、原案どおり同意することに決しました。

ただいま助役選任について同意がなされました福田昌弘君より、あいさ

つのため発言を求められておりますので、これを許可いたします。福田昌弘君。

福田昌弘君 ただいま選任の御同意を賜りました福田でございます。何分若輩で至らぬものではございますが、泉南市政のますますの発展のために誠心誠意全力を尽くす決意でございます。今後、皆様方の温かい御指導、御鞭撻を心よりお願い申し上げまして、簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（重里 勉君） 引き続きまして、現助役吉川一郎君から発言を求められておりますので、これを許可いたします。吉川一郎君。

助役（吉川一郎君） 議長のお許しを得ましたので、助役退任に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

平成5年9月に着任いたしまして、振り返りますといろいろな出来事がございまして、この間、平成6年3月の議会での関西国際空港全体構想反対決議、それからその直後に前平島市長が死去され、それに伴います市長選挙が実施されたと。その中で現向井新市長が誕生されたと。それから、反対決議の撤回、関西新空港の開港等、私としましては府に奉職して二十数年公務員生活を送らせていただいたわけですが、このような激動の2年間は初めての経験だというふうに思っております。

その間、時にお助けいただいて楽しいこと、あるいは悲しかったこともございますが、この2年間、私が府庁で生活してきたある意味での公務員感覚と違う生の地方自治といいますか、民主主義の原点みたいな形のことをお教えいただいたと。これは率直に議員の皆様方初め関係理事者の方にもお礼を申し上げたい、また感謝もいたしたいというふうに考えております。

この件につきましては、私は当然、先ほどいろいろ議論ございましたけれども、2年間で終わるということなく、府には戻るわけですが、今後も泉南ファンとして大阪府の中でいろいろな立場からかかわってまいりたいというふうに考えております。そういう意味では皆様方と今後も御友誼、ともにいろいろと語り合いも含めましておつき合いのほどをお願いしたいというふうに考えております。

なお、真田前助役からいろいろ聞いておりましたが、まさに先ほど申しましたように生きた民主主義の現場といいますか、地方自治の原点という

感じで2年間感じておるわけですが、時にやはり大きなテーマ等があるときに、行政と議会が一致団結して事に当たるときには決断をしていくということは、非常に今後重要な要素かなというふうに考えておりました、その辺につきましても今後当然展開されていくと思いますが、よろしく願いしたいなというふうに考えております。

それから、私、先ほど紹介ありました福田氏とは十数年来仕事等を通じまして存じ上げておりました、先ほどのあいさつでもあったと思うんですが、非常に柔軟な発想のできる、柔軟な人柄で、かつ粘り強く仕事をやり切れる方だと思います。そういう意味で、私にいただきました御支援を引き続き賜りますようお願い申し上げたいと思います。

いろいろ長くなってはいけませんのであれですが、歴代議長さんや各委員長さん、議会の皆さん方の御支援、それから市長初め助役、収入役、それから職員の皆さん方のいろいろな御協力があったからこそ、こうやってごあいさつできるというふうに考えております。その点では、この席をおかりしまして深く感謝を申し上げまして、退任のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（重里 勉君） 次に、日程第6、議案第2号 平成7年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（重里 勉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。吉川助役。

助役（吉川一郎君） ただいま上程されました議案第2号、平成7年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

21ページをお開き願います。歳入歳出の総額にそれぞれ4億4,132万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ230億2,223万4,000円とするものでございます。

内容につきまして簡単に説明申し上げます。29ページをお開き願います。災害復旧費の農業施設災害復旧費3億310万でございますが、これは平成7年7月3日から4日にかけて集中豪雨に係る田畑、水路、農道、ため池等の災害復旧経費及び通称妙見橋の復旧経費が必要となったた

めの補正でございます。

30ページをお開き願います。公共土木施設災害復旧費1億3,822万でございますが、これは集中豪雨に係る楠畑川ほか5河川の災害復旧経費が必要となったための補正でございます。

次に25ページにお戻り願いたいと思います。地方債補正でございますが、災害復旧事業の追加をお願いいたしております。

歳入につきましては23ページに記載しておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——山内君。

16番（山内 馨君） ただいま提案されております7月3日、4日の災害の復旧にかかわる予算でございますけれども、6点ほどお尋ねをしたいんですけれども、まず災害の状況ですね。どの程度の雨量であったのか、それは何時間ぐらい、どの程度の雨量によって災害が生じたのか、御説明をいただきたいと思います。

それから2点目は、堀河ダムの貯水の放水があったとかなかったとかいう話がたくさんあるんですけれども、その災害時のダムの管理はどのようにされておったのか、お尋ねをいたします。

それから、今回の災害と開発との関係がどのような認識をされておるのかということのお尋ねをいたします。

第4点目は、府の管理である二級河川である金熊寺川ですね。これの水量の関係ですけれども、これは竹やら樹木が川の中に生え茂っておりまして、川幅を非常に狭くしていると。こういう状況が放置されておったために、災害が大きくなったのではないかなと、こういうふうに考えるんですけれども、そのところの認識はどうお考えか、お尋ねをいたします。

それで、第5点目でございますけれども、今回の復旧の予算で泉南市全域の災害を完全にそれで復旧ができ得るのか。いろんなまだたくさんの小さい災害もありますから、そのような取り組みをどういうふうにされるお考えなのかをお尋ねいたします。

それから、第6点目でございますけれども、市民の方で災害を受けられ

た方で、復旧工事に対するそういう受益者の負担金というのはあるのかな
いのか、どのような工事の予算で執行されていくのか、その点ちょっとお
尋ねをいたしておきます。

先ほど申し上げました中で、少し具体的にお尋ねをしておきますけれど
も、例えば開発に関する関係でございますけれども、童子畑のところに霊園
の認可を受けて造成をされておると聞いておるんですけれども、その関係
で水量に対する調整ができなくて、そこから雨水が流れ込んだと。いわゆ
る開発の問題と雨水の関係、その霊園の関係でございますけれども、それ
もお尋ねをしておきたいと思えます。

さらに、今回のこういう災害を踏まえて、岡中の農業公園計画に変更あ
るのかないのか、あるいはどういうことを今後検討していかならんとい
う教訓があったのかないのか、そういうこともあわせてお尋ねをしておき
たいと思えます。

以上でございます。よろしく御答弁いただきますようお願いを申し上げ
ます。

議長（重里 勉君） 西本産業経済課長。

事業部産業経済課長（西本 治君） 今回の集中豪雨では、市民の皆様は大
変御迷惑、御心配をおかけしましたことをおわび申し上げます。

7月4日午前7時から9時にかけては、1時間当たり58ミリの豪
雨が2時間続き、24時間の雨量にしますと239ミリが記録されてお
ります。金熊寺川の水位も警戒水位をはるかに越え、一時一部の地域ではオ
ーバーフローしたところもございます。

それで、堀河ダムのゲートの操作につきましてですが、7月3日午前1
0時には余水吐ゲート天端まで4メートル30の余裕がございました。翌
日の7月4日9時30分に担当者をダムに配置させた時点では、ゲート天
端94センチまで水位が上がってきており、事業部と無線と電話で連絡を
とる一方、金熊寺川の金熊寺駐在所前と六尾水源地に職員を配置させ河川
の水位を無線で連絡をとり、ダムの水位と金熊寺川の水位を見守りながら
ゲートの操作に当たりました。

なお、金熊寺川の水量につきましては、岩出町の風吹峠付近の雨量もか
なりの量が流入しておりまして、ダム下の金熊寺川合流点では越流したと
きもございました。ダムのゲート操作につきましては、適切かつ迅速に行

ったつもりでございます。

以上です。

議長（重里 勉君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 山内議員さんからの御質問の中で、今回の復旧の予算の関係でございますけれども、全域の災害、完全にできるのかという質問でございますけれども、今回上げさせていただいている予算につきましては、平成7年度の国費災害として載せる分の工事費として上げさせていただいております。ですから、国庫対象になる分ということで上げさせていただいております。

また、特に小さい災害とかその辺で、まだ直っていないとかその辺の箇所につきましては、今回の予算の中でも一緒に上げさせていただいておりますけれども、原材料費とか修繕費、その辺でも対応できるのではないかとこのように考えておりますし、またすべて把握できたわけではないというふうに考えておりますので、今後そういうふうな災害が出てきた場合は、その都度修復には予算等を財政当局と相談をいたしまして対応していくというふうに考えております。

それと、農業公園の関係でございますけれども、昨年から事業着手に入るとこのことで入ったわけでございますけれども、今年の3月、地元からの反対等もございまして、一部進入道路につきまして繰り越しをさせていただいているというのが実情でございます。

ただ、今回7月4日にかなり大きな雨——堀河ダムでは2時間で116ミリということで、1時間当たり58ミリという近年まれにみるような大きな雨が降ったという状況の中で、やはり地元としてもその開発によって災害が起こるとこのことがかなり懸念されております。

つきましては、我々としても農業公園計画は計画として今後進めていかなければならないわけでございますけれども、まずその開発によっての雨の処理ということで、遊水地の関係につきまして、私どもの公園の計画と農地開発公社の方の農地造成の方とあわせて、遊水地をどのような容量にするかということで、現在調整を行っております。

その辺の整理をまず行った中で、地元にも再度御説明申し上げ、そして今後進めていくという考え方でおりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（重里 勉君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 山内議員さん御質問の大阪府所管の二級河川金熊寺川の改修の件でございますが、私どもといたしましては8月1日に岸和田土木事務所長、また8月2日には市長と大阪府の土木部長に早急に改修を要望いたしております。

それで、その後具体的な動きといたしましては、あすでございますが、岸和田土木事務所の尾崎出張所の担当者と現地の調査に入るということになっておりますので、今後より強く要望をしていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 馬野都市計画課長。

事業部都市計画課長（馬野史郎君） 議員御指摘の災害と開発につきまして御説明申し上げます。

全般的な災害と開発につきまして、先に申し上げます。開発につきましては、今現在造成中とかそういうふうな開発地につきましては、こういう雨水時にはその開発者に連絡を入れまして、何か問題がないかとか、現場に張りつくようにそういうふうな指導をしております。

そして、童子畑の墓地の開発につきましては、今まで地元住民の方から二、三意見、要望等も聞いておりまして、それらにつきましては過日、開発の責任者と現場の方へ立ち会いをしまして、土砂の撤去、堰堤の未整備部分の施工等々、詳細につきましては指導をしております、その点につきましては、一応復旧をしております。

つきましては、やはりこういうふうな大きな開発につきましては、付近住民に不安がらせるというふうなことは、これは非常にいけないことでございますので、今後開発者とも十分調整をしながら、こういうふうな災害を未然に防ぐよう対応をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 西本産業経済課長。

事業部産業経済課長（西本 治君） 何回も済みません。暫定措置法による補助率ですが、補助率の基本は、農地災害50%、農業施設災害65%となっております。しかし、全体の事業が承認され、農地災害の額と農業用施設災害の額が決定し、その受益者の数字が確定すれば1人当たりの工事費が出ます。それによって最終補助率が出るものと考えております。

議長（重里 勉君） 受益者負担があるのか。西本産業経済課長。

事業部産業経済課長（西本 治君） どうも舌足らずで申しわけございません。農地災害、農業施設の種類ですが、農地災害につきましては個人さんの畦畔、農業施設につきましては頭首工、水路、農道、ため池、橋梁となっております。

以上です。

議長（重里 勉君） 現在、議案第2号に関し質疑の途中でございますが、午後1時30分まで休憩いたします。

午前 11時55分 休憩

午後 1時32分 再開

議長（重里 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山内議員の質疑を続行いたします。山内君。

16番（山内 馨君） 午前中の御答弁をいただきましたので、大体のことは了解できたんですけども、二、三点にわたりまして再度お尋ねをいたしたいんですけども、まず今回の災害の特に金熊寺川のはんらんについて、それまでの河川の管理状況ですね。これは二級河川ですから大阪府だと思いますけれども、やっぱり災害が起これば被害を受けるのは泉南市民でありますから、市も河川の状況については十分調査をしておく必要があるんではなからうか。

私、先ほど申し上げました金熊寺川の川幅も、竹や樹木等々によってかなり水のはげが悪くなっている。そういうことの調査をちゃんとしておかなくては、せっかく川幅があってもそういう状況で、そういう洪水のときには水があふれて災害が起こると、こういうことでございますので、十分調査をしてそういうことのないようにしてほしいということ。

それから、少しわかりにくいのは、今回の災害が生じた工事について、例えば畦畔、水路その他の農業設備等について受益者の負担がもう少し明らかにならない。御答弁をきちっといただいてないので、その点についてはどの程度の負担がかかるのか。例えば100万円なら100万円の災害復旧工事について、受益者がどのぐらいの負担を必要とするのか、その点きちっとはいきませんけれども、個々にはいきませんけれども、予算上の執行に関する問題についてその内訳をもう少し明確にしてほしいと、こういうことでございます。

それから、開発との関係でございますけれども、まず霊園でございます。これは聞くところによりますと、童子畑の上に霊園が認可されて工事にかかっておるということでございますけれども、若干工事現場の水対策がおくれておったと。今回の災害はそういうことも1つの原因ではないかなと、こういうふうに思いますのでお尋ねしたわけですがけれども、施工業者も私らちょっとわかりませんから、責任者を呼んで復旧対策をやったということでございますけれども、その点も施工者の名前も明らかにしていただきたい、こういうふうに思います。

それから、岡中の農業公園でございますけれども、これも極めて大きな開発でございますので、今回の金熊寺川の洪水を考えますと、さらにその上にそういう水がいつときに出るということになると、現在の金熊寺川の排水の状況でいいのだろうかという問題がありますね。

それから、じゃ農業公園をどうするんかということですね。いやいやそれは大丈夫だからといって、このまま計画どおりやっつけていこうというのか、あるいはまたそういう状況を踏まえて、農業公園自体の計画を少し検討する必要があるのではないかなと、こういうことも考えますから、そののところをもう少し明確に御答弁をいただきたい、こういうふうに思います。

以上です。

議長（重里 勉君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 私の方から災害の工事の関係で、受益者の関係の分と農業公園の分について御答弁をさしていただきたいと思います。

まず、受益者の関係でございますけれども、今回の農業施設の災害の中では、農地関係と施設関係等に分かれております。農地関係というのは、個人さんが持っております畦畔とか農地の災害でございますけれども、これにつきましては、以前も同じ形でございましたけれども、暫定法というんですか、災害に対する暫定法というのがあるわけでございますけれども、それに基づきまして補助率が決まっております。今回、予算として上げさせていただきますのは、まず一般災害の場合の普通補助率ということで国の補助が50%、それと受益者の方から負担していただくのが50%という形で予算を計上させていただきます。

ただ、この補助率でございますけれども、災害の程度といえますか、被害の工事の額によりまして、増高する可能性というのがございます。ただ、

現在まだ査定を受けておりませんので、それは幾らに上がるということまでは申し上げられないわけですが、過去にも増高したという経緯がございますが、今回も査定で金額が幾らになるか、そして1戸当たりの災害復旧費用が幾らになるかということに基づいて、補助率が上がるという可能性がございますので、それが決まりましたら早い時期にそういう災害復旧をされる方に御連絡等を差し上げたいというふうに考えております。

それと、農業公園の関係でございますけれども、先ほども御答弁申し上げましたとおり、地元の方ともいろいろとお話をさせていただいたんですけれども、やはり大きな開発ということで、雨対策が一番の問題ではないかという御意見をいただいております。我々も開発する場合は当然のことだというふうに認識をいたしておりますので、今後泉南市の公園の部分、また農地開発公社の造成の部分も含めまして、どういう形にするかということの検討もやらなきゃならないわけでございますけれども、とにかくにも水対策ということで石谷池の上流に遊水地をつくるという考え方でございますので、その基準についてどのようにするかということで協議をやっていくというふうに話し合いを進めておりますので、まずその遊水地の関係の協議をやりたいと。

あわせて、過日も金熊寺川の改修についても要望したわけでございますけれども、男里の上流までしか改修できておりませんので、それから岡中、六尾地区まで上がるのにかなり時間がかかるというふうに我々考えておりますが、河積断面の小さいところについては、しゅんせつ等の対応もこれから大阪府に働きかけていかなければならないんじゃないかというふうに考えております。その辺を十分整理した中で、地元の方々に御説明申し上げて御理解をいただくという考え方でおりますので、ひとつよろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） 馬野都市計画課長。

事業部都市計画課長（馬野史郎君） 先ほどの質問に御答弁申し上げます。

童子畑のところの墓地につきましては、開発者は宗教法人長慶寺でございまして、今現在、ちょっと名前までは把握してないんですけども、岸和田の建設業者が施工に入っておるということでございます。

そして、実はあす、ここの開発者の方の現場の責任者を呼んでおりまし

て、特に排水関係、それから余り工事が進んでおらないので、これからの工事の進捗に伴います施工計画書的なものを提出するようにしております。

それらを受けまして、市は市としての指導を行うわけですが、それをもとにしまして、大阪府の開発指導課の方とも連携をとりながら、今後より強く指導を行ってまいりたいというふうに考えております。

それと、当時、その雨水時には、この開発面積が約2.36ヘクタールありますけども、それに伴います排水区域の方は、その影響の面積も入れまして約2.62ヘクタールございます。そのうちの約3割程度、約0.8ヘクタール、全体の約30%ぐらいですけども、その工事用道路を流して流出したというふうに考えております。

以上です。

議長（重里 勉君） 山内君。

16番（山内 馨君） もうこれで終わりますけれども、今回の災害を踏まえて、いろんな原因があったと思いますけれども、可能な限りそういう市民が災害で苦しむことのないような復旧を泉南市は行政として考えていかなだめじゃないのかと、こういうように思います。

農業公園についても、そういう排水の問題とか金熊寺川の問題とか、いろんなことをできるだけ総合的に検討して、地元とも十分話し合いをして納得の上で事業にかかっていくようお願いをしたいと思います。

霊園の問題ですけども、これも十分監督をして、工事が約束どおりきちっと進めていかれるように事業監督をきちっとやっていかなだめじゃないのかなと、こういうような感じがします。

それから、一番問題は、災害によって受けた市民の方々の負担金ですけども、これはいろいろ御説明はありますけれども、基本的には国が50%で受益者50%ということですけども、それでは泉南市は何か負担がないような、行政として国だけが補助金を出すようにして、あとは受益者負担と。泉南市としては、極めて貧しい対策ではないかなという感じがするんです。

天災でございますけれども、先ほどから幾つも御質問申し上げており、それには行政的ないろんな不十分さがあって、あるいは行政の責任もあって、そういう災害が増大されておるといふことの認識があれば、もう少し市としての考え方も整理して、そういう方々に温かい手を差し伸べ

てやるのが行政としてやるべきことではないかなと、こういうように思います。

以上で終わります。

議長（重里 勉君） 堀口君。

11番（堀口武視君） 今回の災害で簡単に、質問というよりも要望の方が多いんですけども、ひとつお願いをしておきたいと思います。

先ほど前の質問者の山内議員の方からもお話がございましたように、以前に私が何回も指摘をした童子畑地区の例につきましては、いみじくも今回そのために1つ大きな山崩れが起こったと。このことは、天災というよりも、これと絡めて泉佐野岩出線ですか、泉南岩出線ですか、この新設工事にかかわる土砂の流出で周辺の田んぼにかなり土砂が流入したと。

こういういろんな開発にかかわって起こるこういう災害につきましては、私は天災というよりも人災だと思っております。開発時にはその辺十分環境の調査もしながら、かつ慎重に開発申請を詳査していく、こういうことが必要じゃないかと思えます。

特にその霊園につきましては、大阪府なんかでもいろいろ聞きますと、大規模開発について、あるいは営利を目的にする開発については、その開発者の資金量の調査も十分されるということらしいですが、本市においてはそういうことはやられてないのかどうか。これも今現状では開発者がどうも資金繰りに困っておるといようなうわさも聞いておりますので、その辺はどうなのかというこの1点だけお聞かせをいただきたい。

それから、まだこのように開発を申請されてくる部分についてはいいんですけども、特に東地区につきましては、今回大変災害が多かったんですけども、あの位井周辺ですね、ここでの不法な農地の転用あるいは不法建築、こういうものが——あの地帯を東では無法地帯と、このように申しておりますけれども、大変目に余るものがあります。この辺の調査をして、できたらこの資料を東地区のところの不法建築、あるいは田んぼの不法転用の調査をして資料としていただきたい。これはひとつお願いをしておきます。

ただ、今回の災害につきましては、私はたまたま当日、公務の出張でおりませんでしたけれども、地区の区長から後ほど聞きますと、事業部なり下水道部、あるいは関係各位は大変努力をしていただいた。それには地元

が大変感謝をしている、迅速に対応もしていただいたと、こういうことを聞いております。

これは、私もあわせて敬意を表するところでございますし、また今後、本予算が通過いたしますと、できるだけ早い時期に復旧をしていただきたい、こういうことをお願いをしまして、先ほど1点だけお聞かせをいただいたこと。できたら、この霊園につきましては、以前に僕も指摘したように、今の市長も当時助役でおられた。この開発については、僕は同意のとり方自身も、地元で同意金というんですか、お金を渡して同意を取りつけていたと、こういう手法はいかがなものかということもお聞きをしたことがございます。

このことで災害が起こるということは、これをもし、例えば当時の市長が意見書に判を押すということは、災害が起こったら全面的に市が責任持ちなさいよと、こういうことをこの場で言った覚えがございます。それも含めて市長の方に、その辺の開発の指導要綱についても市長は詳しいでしょうから、その辺のこともあわせて市長の方からお答えを願いたいと思います。

議長（重里 勉君） 馬野都市計画課長。

事業部都市計画課長（馬野史郎君） 私の方から開発に伴う資金計画等、不法建築の調査につきまして答弁させていただきます。

開発行為につきましては、資金計画書の提出を義務づけております。当然、この開発につきましても資金計画書を出さしております。ちょっと今、資料として持っておりませんので、額的なものがちょっと答弁できないと思うんですけども、添付はさしております。

それと不法建築ですけども、これは六尾、金熊寺の位井地区だと思えますけども、建設資材置き場等が建っておるということで、早急に調査しまして報告したいと思います。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今回の降雨時には、私も朝8時前から金熊寺川水系、岡中、猿田橋周辺から山手ですね、ダムまでずうっと巡回をいたしてございまして、特に雨の降り方というのは、今回山手の方が非常にきつうございました。平地部ではそう降ってなくても、山に上がりますと、もうどしゃ降りというような状況でございまして、先ほど58ミリというような数字

もございましたけれども、特にひどかったというふうに思っております。

御指摘のありました墓園周辺につきましては、工事が一時中断をされておったというような状況もあったというふうに思っております、この点については今後やはり開発指導の中で十分、先に防災対策をやって、その上で後の本工事を進めるという手順ですね、これがいささかちょっと逆転しておったように思いますので、早速あす、そういうことも含めて指導するというところでございますけれども、今後ともその辺については十分留意をしていきたい。

この墓園につきましては、当時から堀口議員からいろいろ御意見を賜っておりまして、我々も十分注意をいたしておったわけでございますが、今回その直下ではないんですが、少し周辺でそういう土砂崩れがあったということでございまして、一部この墓園の水もそちらの方に高さの関係で流れた形跡もあるということでございますので、十分これからも開発指導については、さらに徹底した指導を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。今後とも努力をしてまいりたいというふうに思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） 小山君。

8 番（小山広明君） 先の議論でかなり詳しく触れられておりましたので、重複は避けたいと思うんですが、これ農地の半分——受益者負担というんですか、これがかなり大きな金額にのぼって、予算に出てるだけでも4,200万ですかね。そういう国庫補助の指定を受けて、個人の負担がこれだけだということを受益者にお知らせをして、そんだけかかるんだったらもうできないというようになった部分、その辺がどのぐらいあるのか。それから、被害総額はどれぐらいあったと押さえていらっしゃるのか。

それから、先ほどの答弁では、ダムの水を抜くことは適切であったという表現があるんですが、何人かに聞くと、一挙に水がふえたということをして証言しておる方がいっぱいいらっしゃるんですが、いずれにしてもあの時期に水を抜いていることは、先ほどの答弁でもうかがえるわけなんですけど、もう少し詳しく水を抜いた時間なんかわかれば示してもらいたい。

結果論ではありますけれども、あれだけの多くの雨が予想できれば、何か先ほどの説明でも4メートルが一挙に93センチに縮まったというような報告もあったんですが、その辺の絡みをもう少し詳しくしてもらいたい

のと、やはり大きな水が来て、ダムが上からオーバーしてしまうような状態をああいう時期は読んでおく必要もあると思うんですが、その辺の研究というんですか、手法みたいなことは日ごろはどうされておるのか、その辺の説明をしてもらいたい。

それから、地域の人にとっては昔もっと川幅が狭かったのに、広がって、今回堤防を乗り越えて水が農地に入ったということを言っておられるんですが、その辺、これは大阪府の領域でないのかもわかりませんが、どんどん泉南におっても山が頂上付近まで赤土が見える状態が見えますね。これは私が今まで言ったことあるんですが、和歌山県とよくお話をして、基本的にはやはり緑を守るという大阪の方針もありますし、市長もやはり緑を大事にすると言っておるわけですから、地域は和歌山であっても実際影響を受けるのは泉南市なんで、その辺はどの辺でストップができるのか。ストップができないまでも、そのような山肌をはがしていけば一拳に水が出ることはわかり切っておりますし、しよっちゅうあの金熊寺川は白く汚濁した水が流れとるんですけど、その辺の取り組みは一体具体的にどうなるとるのか、その辺をひとつ御説明をいただきたいと思います。

議長（重里 勉君） 西本産業経済課長。

事業部産業経済課長（西本 治君） 小山議員の質問にお答えします。

農地の受益者の方で負担がかかるので、今回の災害の申請をしないという方が37件中28件ございます。

それで、被害総額につきましては、産業経済課所管分といたしまして2億580万円を計上しております。

それから、ダムの操作につきましては、先ほども報告しましたが、4日の9時半に職員をダムに配置さし、その後4日10時10分から12回に分けて第1ゲートと余水吐ゲートをあけました。

以上です。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 最後の和歌山県側との問題でございますが、御承知のように稜線よりかなり越えまして和歌山圏域がこの大阪側でございます。そういう関係もございまして、府県は和歌山県でございますが、流域としてはこちらの方、大阪府側に来るといふ部分がございます。

その中で採石の取得等で山肌を削っているという部分が相当ございます。

大阪側の方は近郊緑地等で一定の保全がなされているわけですが、和歌山県側の方はその辺の規制が緩いんじゃないかというふうに思いますが、かなり大胆なといいますか、カットをされておられるところがございます。これは府県間の問題でございますから、基本的には大阪府と和歌山県という形での調整かというふうに思いますが、今回の水の——下流域に泉南市がなるわけでございますので、泉南市といたしましても、このあたりについての和歌山県側のそういう規制の状況とか、あるいは対応の仕方等については調べていきたいと。

たまたまこの9月1日に泉南岩出線の期成同盟会の関係で和歌山県知事ともお会いする予定になっておりますので、そのあたりでもちょっと我々の側の今回の災害の教訓として、和歌山県側にもひとつ協力を要請していきたいと、このように考えております。

また、府県間の問題ということで、大阪府に対しましても、この点について和歌山県側とも今後防災対策という一環の中で対応していただくようお願いをしまいたいというふうに存じております。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） 37件中28件がいわゆる国の補助を受けない、そういうことですね。これは率にしても大変高いですし、これを個人でやるとなれば半分の補助がないわけですから、実際的には放置されていくという状況がかなり出ると思うんですね。国の補助が半分あれば、当然府・市というのは基本的にはそういう補助を出していかないと無理だという前提で国も見とるんでしょうから、その辺はやっぱり農地を持っている方が農地の経済性を考えて、収入が10万しかないのに100万かけるといったってそれはできないわけですから、そういうような実態をよく調べて、その人が当然農地を持っていることの経済的なもので負担すべき受益者負担ですね、そういうのは出してちゃんと処置しないといけないんじゃないですかね。農業施設なんかは、市が受益者負担という形で公費から負担して直すわけでしょう。

そういうところからいえば、もうちょっと個人の農地といっても農地が置かれている現状を考えたら、単なる個人だから国の補助だけで、半分の受益者負担してくださいよでは、ちょっと実際的な保全はできないんじゃないですかね、市内のいろんな施設が。

そういう点では、これはもう少し実態に合わせた対応をするべきだし、今回ここで明らかになったわけですが、今までもそういう災害は前にもあったわけですから、それは早く法整備というのか条例整備していかないと、実際荒れた農地がそのまま残っていくことになるのはどう考えとるのか。それは個人の農地だからいいんだといったって、農地は水路のかわりをしてとるというのは昔から言われとるわけですね。農地がなければダムも幾つもつからないかんとということも言われておる。

例えば、私が見に行ったところなんかは、60坪ぐらいの土地で、高さも5メートルぐらいのところが崩れとる。これは個人の土地ですけどね。なぜ今回そんな崩れたのかと見ましたら、上の農道がずっとコンクリート化されとるんですよ、その上にもお墓があったり。その人が言うのには、昔は土の道だから、道が川がわりになってずうっと下に流れるんだけど、上の農道をコンクリート化したために、そこを突ききって自分とこの田んぼに水が流れてくる。そして、その田んぼそのものがいわゆる水路がわりになって下へ崩れてしまったと。下もよその田んぼなんですね。

これ、自分とこは金がないからほっときましょうかと言ってもいけるんだけど、他人に迷惑かけとるわけですから、これはやはり何とかしないといけな。しかし、他人と見てもこういう状況ですから、きついことも同じ村の人で言いませんけども、こういう現状を考えたら、100%個人の責任でそういう災害があったと私は思わないんですね。ほかの面でもそういう面があると思いますよ。

例えば、ダムは10時10分から12回切ったというわけでしょう、水を。じゃ、一番水が多いときじゃないですか、これは。そして、コンクリートの堤防を越えて流木が畑の中に今でも散乱してますわ。それを個人の農地だから50%はその方が負担してくれと言われても、その人にとっては、単に上から雨が降って崩れたんじゃないしに、金熊寺川を越えて流木、こんな石まで畑に入るとるでしょう。それが全部個人の畦畔が崩れたと同じような解釈しかできないとしたら、僕はちょっと矛盾だと思うんですね。

当然、そういう公の河川は、雨が降っても越えて民有地に迷惑かけんようにするのが当然の責任だと思いますよ。そのためにいろんな予算を使って、そういう公共施設の整備してきてとるわけですから、それを越えていったことに対しては、何らかの府なり市なりが国の補助と合わせてやらない

と、現実的な保全というのはできないと思うんですが、その辺はどういうふうに考えているのか。今までの答弁だったら、何か個人の農地だから仕方ないというようにしか受け取れないんですが、さっき言うように、37件のうちわずか11件しか採用してないわけですね。これ、市がちゃんとやれば国の当然の措置として補助金があり、市の方にお金があり、市の農業整備ができるわけですから、この辺は37件がすべて補助対象として事業がちゃんとされるように、私はするべきと思うんですが、いかがでしょうか。

それから市長、やはり現状、和歌山の山を削っているけども、影響は泉南市が受けるとなれば、少なくとも現状はどうなのか。ああいう状態が、大きな雨が降ったらどういう影響が出るのか、どういう問題点があるのかというのは、やはりこれはちゃんとしないと、市民が具体的な被害を受けるわけですから、この辺は早急にそういう調査をして、市民の前にもちゃんと公表していただきたい。それをもって和歌山県に言えば、和歌山県もわからないところではないと思いますから、その辺はどれだけの規模で、どういう採石の採掘というんですかね、ああいう山を削ってやっている面積の規模をもう少し明確にしてもらいたいと思うんですが、その辺についてちょっとお話をお聞かせをいただきたい。

議長（重里 勉君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 小山議員の受益者——農地の復旧の関係でございますけれども、今回国災にも上げてない方があるということでございますけれども、その中にはもう自分で復旧をするという方もございます。そういう方に対しましては、我々としても原材料といいますか、杭とかその辺の支給については順次行わしていただいているということで御理解を賜りたいと思います。

それと、今回予算を上げさせていただいておりますのは、一番最初、査定前でございますから、普通補助率ということで上げさせていただいておりますけれども、今後査定の状況によりまして補助率が上がってくる可能性というのがございます。それは年が明けないとわからないわけでございますけれども、その辺で負担が軽減される可能性というのはございますので、その辺は御理解賜りたいと思います。

それと和歌山県の採石の関係でございますけれども、現在私どもの方で

はその採石場のデータというのがございませんので、市長の方からも答弁がありましたように、9月1日に知事と別の件で会うということでございますので、そのときに話もしていただくわけでございますけれども、事務的にも和歌山県の土木事務所等に出向きまして、その辺のデータ等あるかどうか、どのような指導をしているのか、聞けるかどうかはありますけれども、その辺の調査は我々としても関係部局とともにやっておきたいと。その辺、将来的に和歌山県としてもどのように考えているのかということも含めて、我々としても調査はしておきたいというふうに考えております。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） 大阪は近郊緑地保全区域にしとるわけです。それは一体的に自然を守っていかないかんわけですから、ここは和歌山やからうちは知らんと。影響を受けるのであれば、そこも一体に含めた近郊緑地というものの位置づけをしないと、自然はもっと大きくいえば地球レベルで問題になつとるわけですから、その辺は早急に可能な、航空写真もあるわけですし、かなり広範囲に山肌が削られて一挙に水が外へ出るという状態があるわけですから、近郊緑地保全の趣旨を実効あるものにするためにも、そういう県の境とかそういうことを越えて早く市民の前にそういう実態を知らして、一日も早くそういうことを未然に防ぐ方法をとるためにもお願いをしたい。

和歌山県に頼むというのも、大阪府が独自にする責任もあると思うんですけどね、いろんな方法で僕はできると思いますから、それはぜひ大阪府と一緒にあって、向こうがやってくれないからしないというのではなしに、大阪府としてはこういう影響を受けるから、和歌山さん何とかしてほしいということ言うためにも、大阪府独自でできる限りの調査をして議会にも市民にも知らしていただきたい。このことを後で市長にもひとつ御答弁いただきたいと思います。

それから、多分これ暫定措置の中で——法律ですから、私、読み間違つとるとあれなんです、3条の3項によるんでしょうな。農地に係るものも10分の8から10分の9というように大臣が指定をすれば補助率が上がるという、そういうもんだらうと思うんですが、問題はそういう農地が、今、農業収入を考えれば、とても半分の負担をせえと言え、いやもう結構です、私が何とかしますということになるわけですから、進んでそうい

う道を選択したというのではなしに、お金の問題を天秤にかけてしたと思うんで、その辺は部長、自分が農地を持っておるとい立場になれば、今の農業収入で出せる金の範囲は限定されるわけですから、その辺はもっと実効ある対応をしてもらって、市長が言う、本当に緑を守っていくということの中には、農地というのは大変重要な部分でありますので、ひとつ大阪府とか市ももっと積極的にして、まず直して農業収入から少しずつ月賦で払ってもらってもいい、そういう何か本当にやれるような策を示してもらいたい。でないと自分でやるといったって、そんなん大きければやれないわけですから、ぜひその辺は有効なことをやってもらいたいと思うんです。

ちょっと今の部長の答弁では、何かやる人が自分でやりまっさと言うてるから、そういう点は問題ないんだという答弁にも受け取れるんで、その辺はもう少し実態を調査して、早く災害が復旧できるようにしてもらいたいと思います。

最後にしときますので、きちっと答弁しておいてください。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 和歌山県側との問題について御答弁申し上げます。

先ほど来申し上げておりますように、いろんなデータ入手につきましてはそういう道路期成同盟会の関係もあり、和歌山県側の土木事務所ともいろいろおつき合いもありますので、そういうところからできるだけ入手するなり教えていただくなりして、現状把握をしたいというふうに考えております。

それからもう1つは、たまたま今度9月の初めにそういう機会もございますので、そのときには土木事務所長初め和歌山県側の人も来ておりますので、当面の申し入れとしてやりたいというふうに考えております。

一方では、阪和間協議というのが紀の川利水の関係で、大阪府と和歌山県で定期的に行われているわけでございますが、当然その窓口は大阪府と和歌山県ということになりますので、府県間の話でございますから、我々は大阪府を通じまして、そういう問題点の提起と対応についての協議をしていただくようお願いをしていきたいと、このように考えております。

議長（重里 勉君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 再度の質問でございますけれども、今回の災害の

現地調査等の中では、今回予算に上げさしていただけてますような形で説明をさしていただいております。ですから、そういう形になるんではないかというふうに我々としては考えております。

ただ、補助率の動向につきましては、制度がございますから、できるだけ抜かりのないような形で府の方へも申請をしていくという形で対応したいというように考えております。

それと、実際、災害に乗せられないという方につきましても十分話を聞かしていただいて、市として協力できるかできないか、材料で済むのかどうかということも十分話をさしていただくということで対応したいと。材料で済むものについては、我々としても指導できる形、協力できる形は十分していくと。ただ、金銭的な補助というのを現在のところ考えておりませんので、その辺は御理解を賜りたいと思います。

〔小山広明君「議長、ちょっと要望だけしときます」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） だから、ねらいはちゃんと農地がもとに復旧するということが主体やから、個人のものやからもうしないでほっとくというわけにはいかんわけですから、そこに立ってやってもらいたいというんですよ。どういう方法を取るかは自由ですけども、結果的には早くもとの農地に戻って、農業活動がきちっとできるようにすると。この趣旨を間違ってもらっては困るんで、その辺は個人の土地といっても農業が置かれた今の問題を考えたときに、そういうところに立った弾力的な対応をしてもらいたい。個人の農地だから知らないんだというんじゃなしに、その辺は強くお願いをしておきたい。

議長（重里 勉君） ほかに。———北出君。

6番（北出寧啓君） 二、三点お聞きいたします。

防災対策上の問題で、この間も逆に雄信地区なんか消防団がなくて、水利関係が明確じゃないんで消防団が困ると。消火用の水をどこから取ったらいいか困るといような問題がありましたけれども、今回の災害においても実際問題、個々水利組合は池とか水路等の関係を自己管理しているわけですけども、それが地域ごとの相関性、連関性があるんか、あるいは水利組合とその地区の住民との関係ですね。

例えば、決壊しそうだから池の樋を抜くという中で、その池の安全性は

保たれ、水利関係も一時安全性を保たれるけども、そのかわり居住地域にどっと水があふれてくるとか、そういう水利組合同士の関係及び水利組合と地域との関係、その辺が実際職員の数の問題もありますけれども、事業部の方でどの程度把握して、合理的な対応をされているのか。その辺をまずお聞きしたいと思います。

それと、この間も指摘させていただいたんですけれども、福祉センターの建設に伴う障害というんですか、滑落とか鉄砲水のような形でその下の雄信地区、馬場、幡代地区へ流れてきて、一部水路の決壊もあって、これは予算化もしていただいて、今後するという形は確認しておりますけれども、復旧するまでにまた災害が起こってきたということで、土砂流とかあるいは大量の水が馬場地区に流れ込んだとか、そういうことがありますけれども、今回の被害としてその地点は確認されているのかどうか。

それと、繰り返し言わしていただきましたけれども、大阪府の責任問題もあると思いますので、その辺大阪府との協議がどこまで進んでいるのかということ。

そして最後に、防災上の観点から今回は水路とか河川とかいうことが大きな問題だったんですけれども、地域の避難所みたいなものが今後——今、泉南市全域の調査に入っておられるということは前回の議会でお聞きいたしましたけれども、現在、開発指導要綱の改定にも伴って法すれすれの開発が行われている。

例えば、3,000平方メートル以上は5%の緑地を設けなければならない、150平方メートル設けなければならない。しかし、それ以下ではいいということで、小間切れの申請で行っている。500平方メートル以上の開発ができないところは、500平方メートル以下の開発申請をしている。開発申請と言わないのかもわからないですけれども、それをあえていえば、大阪府の方がどちらかという土地利用を促進させようという立場から、開発指導行政を行っているのではないか。そこにおける住民の安全と福祉という観点から、例えば府の開発指導のあり方をどう考えていらっしゃるのか。市自身がそれをどのように受けとめ、今後どのようにされようとしているのか。泉南市の将来を考えて、法すれすれの開発に伴うこれからの自然災害による被害という問題が何年後かに起こってくるのではないか。これは堀口議員なんかも指摘された金熊寺の問題なんかもあります

けれども、そういうことについてちょっとお答え願いたいと思います。

議長（重里 勉君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） お答えいたします。

まず、1点目の水利組合との関係でございますけれども、特に梅雨時期といえますか、田植え前につきましては、やはり池が常に満水状態というのが水利組合の希望でございます。ただ、梅雨明けにかなりの雨が降るといことの中で、余水吐等の上に土のうを積んでまで水をためないようにという形の行政指導といえますか、その辺は常々行っておるところでございますし、特に雨が降ると予測される場合は、早めにある程度の水を抜くという形の連絡等についても話をしているところでございますが、完全とはいきませんし、市の職員もすべての池を回って対応できるという問題ではございませんので、その辺につきましては、今後とも機会あるごとに話し合いを進めてまいりたいというふうに考えております。

それと、福祉センターの関係でございますけれども、先般の協議会でも御答弁さしていただきましたけれども、今後、福祉センターの方とその辺の対策についての話し合いということで我々考えております。ただ、時期はまだ調整はできておりませんが、それは今後早い時期にその辺の調整会議等をとって、何らかの答えを出したいというように考えております。

以上です。

議長（重里 勉君） 馬野都市計画課長。

事業部都市計画課長（馬野史郎君） 開発と指導要綱の関係でございますが、

確かに今、北出議員がおっしゃったように3,000平米未満は一応都市計画法でも定められてますけども、公園、緑地等をとらなくてもよいということで、3,000平米以上につきましては、都市計画法では3%以上、市の指導要綱では5%以上ということになっております。

確かに、今おっしゃるような3,000平米を切って開発をしていくというケースがございます。あらかじめ我々、3,000平米を切ってきて、また引き続いて同じ開発をするというふうな行為につきましては、できる限り一括して開発するように指導をしております。しかし、3,000平米切って開発するということにつきましては、今のところ指導する方法がないというのが現状でございますので、その辺府の開発指導課、近隣の市町村等

がどういうふうな対応をやっているかというのを勉強しながら、今後一定の考えをしていかなければならないというふうに考えております。

ちょっと答えになってないと思うんですけども、今そういった状況でございますので、よろしく申し上げます。

議長（重里 勉君） 北出君。

6番（北出寧啓君） 産業経済課にちょっとお尋ねしたいんですけども、事業部長から一般論として答えていただいたんですけども、職員が各地域の水路関係、農水路関係を的確に把握しているのか。難しいと思います。実際にまだり字溝もつけられていない水路というのはたくさんありますから、難しいと思うんですけども、やっぱり地域的な分担をして水路をきちっと取りまとめて作表して、すぐに参照できるような形で今後対応していかなければ、それと池との関係、あるいは地域居住区との関係を把握しておかなければ、原因がなかなかつかめない。この間も、馬場の村中の浸水というのは、かなり多方面な多様な原因が重なって発生したというふうに見られますので、その辺のこと。

それと、やっぱり地区地区の利害関係というのが、極めて対立している局面というののがかなりありますので、それはやっぱり調整して統括するのが市の行政だと思いますので、その辺をどこまでの確に把握できているのかをちょっと答えていただきたい。

それから、開発指導要綱云々の問題に関しては、担当課長で難しいと思うので、助役なり市長なり、今後の方向をどうしたらいいかということ、一般論でも結構ですから、言える範囲でどうしたらいいかという問題点の現状認識と今後の策定についてちょっとお聞かせ願えればありがたいです。

議長（重里 勉君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） まず、前段の方の水路の関係でございますけれども、当然職員もかなり若い職員が多いということで、水路の枝から枝まですべてを把握というのはなかなか難しいと思います。当然、それは地元の水利さん等の御意見なり御指導も賜らなければならないというふうに考えております。

それと、池から出ている水路が市街地の中に入っていきますと、現実の話として排水路になってしまうということになりますので、当然我々としても、下水道部の方と十分調整をとりながら、管理区分等も決めてその対

応を今後していかなければならないのではないかと。

北出議員の御指摘でございますが、今後ともその辺の状況把握はまずやっておかなければならないと思いますので、職員に対しての教育というのは十分さしていただきたいと思います。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 開発許可なり建築確認等につきましては、建築基準法なり都計法という法がございます。御承知のように、法は最低限度を決めるのが法でございます。それだけではなかなか良好なまちづくりができにくいということで、川西市が全国第1号で開発指導要綱を制定されたわけでございます。

本市も、昭和50年ぐらいから制定をして指導をやっておりますが、この泉州地域を見ていただいてもそうだと思うんですが、結構厳しい内容にいたしております。これはそのときどきの社会情勢なり、また国の指導等もございまして、行き過ぎ是正通達等もございまして、一部緩和した部分もございまして、基本的にはやはり泉南市は泉南市のある一定のレベルまで引き上げたいという考えのもとに、指導要綱を現在も適用させていただいております。

御指摘のありました申請面積等については、これも申請主義でございますので、3,000平米弱でされる場合もありますし、開発許可は500平米がラインでございますから、それを切ってくるという場合もあろうかというふうに思います。

ただ、公園面積等についても、面積をとらせるか、3,000平米以下だと金銭換算というようなこともやっておりますので、そういう面の補完はできているかというふうに思いますが、なかなか追っかけっこいいですか、相手は相手でいろいろ知恵を出してきますし、我々はできるだけ厳しく守らせようとするようなことでございますので、いろんなケースがあるうというふうに思います。それら事例もございましたらいろいろ教えていただいて、また今後の参考にさせていただいて、できるだけ良好なまちづくりができるような方向で検討するようにはいたしたいというふうに考えているところでございます。

議長（重里 勉君） ほかに。———和気君。

22番（和気 豊君） 8月10日現在の被害状況一覧というのを御配付い

ただいているわけですが、これを見さしていただきますと、被害箇所総数 204、そのうちの圧倒的多くが農地被害。先ほどからも農地被害に対する対応の問題がある指摘をされ、やりとりがあったわけですが、今回の被害の特徴は、まさにこの辺にあるだろうというふうに思います。山の手が特に激しかったということも含めて、被害の状況からいえばそういうことです。

この90カ所、畦畔の決壊とかということになるんだらうと思うんですが、この影響を受けたいわゆる耕地の総面積ですね、筆数、こういうものがわかっておればお示しをいただきたい。待ちわびた被害状況一覧ですから、当然その辺もつかんでおられると思うんですが、これには出てこない。そういうことであえてお伺いをいたしたいと思うんです。

議長（重里 勉君） 西本産業経済課長。

事業部産業経済課長（西本 治君） 和気議員の質問にお答えします。

被害箇所についてはすべて調査させていただいてます。しかし、延長等については測量はすべて終わっておりますが、筆数については調べておりません。

議長（重里 勉君） 和気君。

22番（和気 豊君） それは結構です。ただ、私が言いたいのは、泉南はまだ有効耕地面積が700ヘクタール近くあって、大阪府下における有数の農業地域だと、こういうふうに言われている地域ですね。大消費地大阪に農業生産物を送り出す重要な農業基地でもある。この農業が、最近非常に海外からの生鮮野菜の輸入等で危機的な状況にあります。そういう現在の農家の経営状況、こういうものを把握すると同時に、先ほどからも出ておりますように農地が、特に水田が果たしている遊水地、ダムとしての役割ね。事実、ダムをつくれれば大変な、膨大な費用がかかる。また、立地条件もなければダムなんてつくれない。こういうこともあって、関東の各市ではいわゆる遊水地対策といいますか、そういう被害対策ですね、水害対策の一環として、農業がしにくい環境の中で農地をあえて営々と守られている。こういうところに対策として費用を出しているところもあるわけですね。

そういうことを考えれば、この農地の被害をそのまま放置する、こういうことは第2次、第3次災害にも影響を与えるだろう。これからまた台風

シーズンやってくるわけですから、そういう点でも速やかに市としても具体的に援助していく。個々にはいわゆる協力はするけれども、金銭的な補償は一切考えていない、こういう先ほどの部長の答弁でしたけれども、今まさに問われているのは、府のトンネルだけの補助ではなくて市独自の上積み補助、こういうこともやっぱり被害が生じた関係農家から求められているんじゃないか。そういう声はるる私どもも聞いておるところなんです、その辺での対応ですね、これはお考えにならないのかどうか。

特に、畦畔の災害なんていうのは、それに隣接する農業用水路が57水で、大体これからの開発については、水路については90ミリの降雨量に耐えるようにせなあかん。あの57災害ですね。これに基づいて指導がされているわけですが、58ミリの水でなおこういう被害が起こってるわけでしょう。それ以上の可能性も大阪府はあるということですから、90ミリというふうな時間降雨量の対応を行政に求めているわけですね。うちなんかも開発に伴う水路整備については、そういうことを業者にも課しているわけでしょう。それならば、そういう農業用水路の整備等も今後1つの課題として考えていく、こういうこともやっぱり必要ではないか。これは2点目の質問ですが、その辺もお聞かせをいただきたい。

それから、先ほど一般災害で50%という話なんです、今回のようなこのような厳しい災害ですね。激甚災害ですね。こういうふうな適用はなされないのかどうか、これもお聞かせをいただきたい。もう固めてやりませう。3点目ですけれども。

それからもう1つ、先ほど童子畑の霊園墓地、これに伴って人災が起こったんじゃないか、こういうふうなことが言われているわけですけど、例えば開発絡みの問題では、従来起こってはならないようなところで起こってるわけですよ。いわゆる谷間が埋め立てられて、1つしか雨水排水の役割を果たしてなかった河川にどっといっとき水が来て、それで床下浸水が起こった、道路冠水が起こった、こういうことが起こっているわけですね。

それで、この問題ではたびたびこの危険を察知して住民の皆さんから、谷間を埋め立て、そして家よりも高く盛り土がされている、こういうことについて法的措置を講じてほしい、こういう申し入れがたびたびあったわけですが、それを放置している。まさに行政も加担をした人災ではないか、

こういうふうと思うんですね。手を早く打っておればこういうことは起こらなかった、こういうふうと思うんですが、これについては既に百何十名の署名をもとに、速やかな対応をしてほしい、こういうような要望も出ておるところでありますけれども、これについては今回の1つの災害の特徴として、速やかに対応して2次災害、3次災害が起こらないように、速やかなる善処方を要望したいと思いますが、この点についてはもう早くから要望が出ておるところでありますから、検討されておればその結果をお示しをいただきたいというふうに思います。

それから、5点目は、今回市の関係が出てきているわけですがけれども、見落としてはならないのは、やっぱり府の関係の、府が責任を持たなければならぬいわゆる災害の対応の問題です。しかし、要は住民の生活、市民の生活に直結するわけですから、これも市としても府任せにせずに速やかに対応してほしい。

先ほど金熊寺川については、何かあしたですか、現地調査をするということでしたけれども、被害はもう1つ二級河川、新家川でも起こってますよ。この関係については具体的にどうなるのか。いわゆる大きな擁壁、十数トンの護岸擁壁が川の中に横倒しになっている。いわゆる堰堤の役割を果たしている。ここから水があふれる可能性もありますよ。2次災害、3次災害の可能性がある。こういうことについてはどういうふうな対応をされるのか、こういうことについてもお示しをいただきたい。

それから、やはり被害状況の的確な把握、早急な把握ですね。この被害調査についても、やっと一月ほどして出てきたわけですが、それまで何回聞いても事業部が把握している。片一方は、総務部の企画調整が把握しているとかいって、ほんまにたらい回しでなかなか出てこない。こういうことも的確に被害状況全局面を把握して、この局面を把握しなければ対応もできないわけですから。災害の場所を的確に把握しないと災害復旧の適用なんかできないわけです。ましてや激甚災害の適用を受けようと思えば、さらにつぶさな検討が必要なんですから、そういうことなんかもやっていく上で、現状把握、被害状況把握を的確に速やかにやる、こういうこともやるべきではないかと思うんです。

今回いろいろあった中で重複部分は避けまして——1点目は重複するかもしれませんが、この5点について御答弁いただきたい、こういう

ように思います。

議長（重里 勉君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 和気議員さんの御質問でございますけれども、市独自の積み増しの補助という関係の御指摘でございますけれども、今回予算として上げさせていただいておりますのは、国の補助制度、暫定法の関係の制度という形で上げさせていただいております。ただ、普通補助率50%で上げさせていただいておりますけれども、今回かなり厳しい雨ということの中で、高率補助が適用されるのではないかとというふうに我々思っておりますけれども、今のところはっきりとしたことが言えないということの中で、そういう増高補助についても十分状況を見て申請をしていくというふうに考えております。

それと、激甚法の適用の関係でございますけれども、以前も災害の中で市の方が激甚法を適用されたという経過がございます。ですから、高率補助の上にまだ激甚法を適用されますと、補助率が高くなるということで受益者の方の負担も少なくなるということでございますので、その辺も十分適用されるかどうか、我々としても働きかけというのはやっていきたいというふうに考えます。

それとあと、工事のやらない方についての対応としては、先ほども御答弁させていただきましたように、やはり速やかなる原材料支給とかということで、2次災害の起こらないような形にまずやらなきゃならないということで、その辺は被害を受けた方々と十分話し合いをした中で対応をしていきたいというふうに考えております。

それと、一番最後の被害状況把握の関係でございますけれども、大変報告がくれたということで、私ども役所の内部での連絡調整ということが大きな課題ではなかったかというふうに考えております。公共土木、道路関係は道路課、農業施設は産業経済課、河川関係は下水道課ということの中で、最終的に調整というまとめを企画の方でやっておるわけでございますけれども、今後はその辺の連絡を密にするということで御理解を賜りたい。今後はその辺、十分担当者もつける中で状況把握に努めたいというふうに考えております。

あとの開発の関係は、都市計画課長から説明いたします。

議長（重里 勉君） 馬野都市計画課長。

事業部都市計画課長（馬野史郎君） 墓地の降雨強度でございますが、一般的には下水が10年確率で55ミリ——1時間当たりですね。河川は100年確率で88ミリということでやっておりますけども、墓地の開発につきましては森林法を適用されまして、降雨強度は10年確率で125ミリで計算しております。

議長（重里 勉君） 横江整備課長。

下水道部整備課長（横江一雄君） 先ほど議員御指摘の府の関係でございます。金熊寺川と同様に新家川につきましても、大阪府の岸和田土木事務所、これは尾崎出張所の管轄になっておりまして、新家川の現場、擁壁が前に出ておりまして、川の真ん中に来ておるといような危険な状況を再三尾崎出張所の方に報告しております。

それにつきましても、尾崎出張所の方で現場を確認していただいております。御存じのように進入路がなかなかとりにくいところでございます。その進入の仕方について、現在検討していただいているところでございます。尾崎出張所の方が申しますには、できるだけ速やかに擁壁を砕く等の措置をしてまいりたいと申しておりますので、御報告申し上げます。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 白谷部長。

下水道部長（白谷 弘君） 和気議員御質問のうち、砂川地区の土砂の積み上げの件でございますが、私ども要望書をいただきまして、担当の者に連絡し、調査するよう指示をしておるわけでございますが、何分、今回の災害補正の仕事で手いっぱいございまして、もうしばらくお時間をいただきたい、このように考えております。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 和気君。

22番（和気 豊君） 体制の強化は今回の被害の状況からも、今後の教訓としなければならないというふうに思いますが、しかし、それで納得するわけにはいかないわけですね。これからまた台風シーズンがあると。2次災害、3次災害が起こる可能性は多分にあるわけですから、それをこの機会にどう除去をするか、そのための体制をどうつくり上げていくか、これがまさに今問われているわけですね。

天気ばかり続いて、まあある意味ではいいわけです。しかし、やはり

自然は帳尻合わせを必ずやってくる。こういうのは過去に必ずそういう結果が出ておりますから、それに対する対応という意味でも速やかに現地調査をして結論を出していただきたいと思うんですが、これは前々から近隣の住民から指摘されている点なんですよね。それを放置してきているというマイナスからの、まずゼロ、座標軸のゼロのところまで行ってほしいんですよ、これはね。ゼロから出発せえというんじゃない。マイナス面をまず除去してくれ、こういうふうに言うてるわけやから、これは速やかに対応してほしいんです。これはどうですか。

議長（重里 勉君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 御指摘のとおりかなりの土砂が積まれておりますので、関係当局とも協議しながら早急に調査したい、かように思っております。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 和気君。

2 2 番（和気 豊君） 調査の状況を見れば、我々素人が見ても例えば近郊緑地保全区域の指定を受けている地域ですから、それにのっとっての対応、こういうことも速やかにできるはずなんです。従来から、もう3年も前からあそこに土砂の搬入が、下水道工事の結果出た大量工所用残土、これの搬入がやられて、そういう状況が惹起されてきているわけですから、その点でやっぱり法的手段を速やかにとられる。それを放置してきたんは一体何やと、このことについては本当に速やかな対応がなければ、また掘り下げて機会あれば質問していきたいと思います。ひとつ早急に対応していただきたい。これはもう要望にかえておきますので、よろしく願いをしたいと思います。

議長（重里 勉君） 島原君。

2 4 番（島原正嗣君） 時間の関係もありますから、簡潔に二、三点苦言を呈しながら御質問したいと思います。

1 つは、前回の集中豪雨、私、岡田浦に世話になって40年近く住んでいるわけでありましてけれども、あれだけ河川の水の恐ろしさというんですか、初めて体験したわけです。市長の方は山間部の方を回られたということですがけれども、山間部の方がすごかったとおっしゃいますけれども、水は御存じのように高いところから低いところに流れる、これは原則であります。

私どもの住んでいる近くの櫛井川は二級河川でございます、この管理監督は大阪府にあるわけですけれども、当日私は4回か5回、泉南の市役所に電話しました。何とか連絡して土のうか何か持ってきてくれやというんやけども、時計をはかったら45分後に泉南の職員さんが見えにきました。田尻町の役場に言うたら3分くらいで来ました。西信達の消防団は2分で来てくれました。西信達の消防団にお願いをして、ポンプで水をくんでいただいたんですけれども、この櫛井川から流れてくる水で西信達の消防車のポンプでは間に合わないということもございまして、床下浸水——田尻町の側も含めてですけれども——になったわけです。

問題は、櫛井川の河川敷に水門みたいもものがついているわけですけれども、その水門を閉めんとそのままやったもんですから、その水門から今度新しくつけた櫛井西岡田吉見線の道路の上に全部櫛井川の水量がついてきて、その道路もいっぱい水浸しになった。田尻町は10軒ほど床上浸水までしたようございましてけれども、私の方も土木の方から土のうを持ってきて、積みましようかと言いましたけれども、だんだん鎮静したような状態でしたから、結構ですと言いましたんですけれども、問題はこの河川の河川敷等も含めてですけれども、二級河川——男里川と泉南の櫛井川と両方あるわけですけれども、この櫛井川と男里川のそういう集中豪雨なり、あるいは雨量に対する耐力といいますか、これは大体どのぐらいの雨量まで耐えられるような構造になっておるのか。

私の目から見ましたら、櫛井川の江永橋との間で1メートル半くらいしかすき間がなかったわけです。もう橋自体は振動で車も通れんような状態でした。男里川もそういう状態ではなかったかなと思うんですけれども、これらに対する状況認識をどのようになさっているのか、これが1点です。

先ほど申し上げましたように水門のあけ閉めをハンドルでやるようになってるんですけれども、あれだけ水圧が大きくなりますと、人間の力だけではなかなか上がらない。そういうこともございまして、消防団も大分苦労しておったようございましてけれども、そこらあたりの管理監督なり今後の対応をどのように検討されておるのか、また現地に行かれたのかどうかですね。これが1点です。

それともう1つ、岡田浦の河川敷に花と緑と太陽というような国際都市の機能を果たすということで、せっかく花を植えていただいたんですけれ

ども、今はもう花どころか、きょうも同僚の林議員から嫌み言われたんですけど、もう今はぺんぺん草みたいになって、丸坊主の頭を刈ったような感じになってるんですが、その後の対応も一体どないなっているのかを含めて御答弁をいただきたい。

以上です。

議長（重里 勉君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 島原議員さんの御質問にお答え申し上げます。

まず、第1点目の榎井川の雨水の対応量でございますが、時間当たり88ミリでございます。

2点目の水門の管理でございますが、榎井川のいわゆる大阪側につきましては、田尻町の水利委員さんをお願いしておるということになっております。

3点目の花壇が水没して今現在では汚いような格好になっておると思いますが、これも早急に改修するよう府の方に働きかけていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 島原君。

24番（島原正嗣君） 88ミリというんですけれども、これはあれですか、この前降ったのは五十何ミリとかとおっしゃっておるんですけれども、現実の問題として計数的な試算に基づく見方と、私も今おっしゃった88ミリというところまでいったら、そら大変なことになるのではないかというふうに思うわけですね。

昔でありますと、山があって木が生えて、草が生えて、ある程度そこに水分を吸収していったと。あの榎井川の河川なんか、大苗代地域から一帯の、榎井地区も含めて水がどっとそこに集まってくるわけですから、それと今、下水工事が大体終わったようなんですけれども、この下水のはかす水量の数値が、田尻町の役場の職員さんがおっしゃったんですけれども、ちょっと構造上計算違いもありまして、1カ所、田尻町ではかしているんですけれども、そこでは十分その水量がはかせないというような問題も出てきてますということもおっしゃったんですけれども、泉南の場合も下水計画を含めて、そういう水量の排水のあり方、あるいは河川の排水のあり方というものを一回見直しておかないと、榎井川自体でも今言ったような、橋

自体はもう何十年もたってますから、これはほとんど老朽化してますよ。そこらあたりをもっと具体的に研究もして調査をして、周辺に迷惑のかわからないような対応をしてほしいなというふうに思うんです。

それは樫井川と男里川に限らず紺谷川もありますし、樽井においてもどこにおいても、それぞれの河川というのはあると思うんですけれども、もっと根本的に、先ほどの質問者が申し上げておりましたように、具体的な実態調査をして災害は思わぬときに起きるわけにありますから、予測しないようなことが起きて、それに耐え得るようなきちっとした対応というものを私はやってほしいなと思うんです。

大阪府と泉南市でその後調査を一緒になされたのかどうか。ただ単に言葉の上で、机上でそういう連絡をしたのかどうかですね。そこらあたりどないですか。実態の調査というのはやられたわけですか。

議長（重里 勉君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） お答え申し上げます。

朝からの山内議員の質問にもございましたが、金熊寺川の調査につきましては、あす尾崎出張所の担当者と私どもの担当が現地調査に入ることになっております。

それと、島原先生の近所の樫井川につきましては、現時点では具体的な日程は決まっておられません。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 島原君。

24番（島原正嗣君） 具体的な日程は決まってないということは、災害届が全然ないからと、そういうことなのか、実際に被害を受けたとか受けないとかという問題以前のそういう現象があったということをやちゃんと報告してるわけですから、それに対して実態調査をして安全対策というものをどのように防災をしていくかということが大事じゃないですか。

事が起きてから調べて、それで調査に行く、これはだれでもできますわな。災害が起こる前にちゃんと調査をして、安全かどうかということを確認していくと。それが神戸・淡路の大震災でも1つの問題点として指摘されているわけですから、現実にはそういう泉南市にかつてないような雨が降ったと。それは河川も含めて全体の泉南市の行政の中の実態調査をしないとわからんわけでしょう。ただ、金熊寺川のあの周辺だけ何か起きたと。

えらい土砂崩れしたと。そのことも大事ですよ。大事やけれども、2次災害、3次災害のないような調査もして、きちっとした行政のあり方というものをしておかないと、市民は安心して暮らすことはできないでしょう。

例えば榎井川、榎井川ばかり言うけれども、あの榎井川が決壊してしもうたら、もう岡田や大苗代というのはみな流されてしまいまっせ。男里川でもそうだと思うけれども。だから、僕が今言ったように江永橋にしたって、あの橋自体がもう相当老朽化しているわけですから、もうあの橋げたなんか2センチ、3センチすき間があいてそのまま放置しているというところもあるわけですから、そこをちゃんと具体的に調査をして、やる意思があるのかないのか、まあ今度雨が降って結果を見て崩れて何かがあったらまた対応しますというのか、そこらはどないですか。

議長（重里 勉君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 再度の質問にお答え申し上げます。

榎井川につきましても、朝からの質問で言いましたように、府に強く要望いたしておりますので、早急に具体的に調査検討するよう働きかけていきたいと、このように考えております。

議長（重里 勉君） 島原君。

24番（島原正嗣君） もう意見だけにかえておきますけれども、府に強く要望するということも大事ですけれども、問題はその行政区内の行政自体がきちっとした調査をして言わないと、あそこ何かそんな言うてまっせ、大阪府来ておくんなはれ、と言ったって、大阪府は動くことないですわ。やっぱり泉南市からきちっとした資料なり根拠なりを、たとえ大阪府の河川であっても、管理監督は大阪府の河川であっても、泉南市域にある——道路管理者というのは市長ですから、道路の問題、河川の問題を含めて府道であれ市道であれ、これはこうですよと逆に大阪府に物申すようにしないと、あんなもん来たって、ああ、そうですかというようなことにしかなりかねません。そうでしょう。

そら、崩れた状態を見てもろたら一番わかるでしょうけども、これは直るか直さんかという前提に立つけれども、そういう危険な箇所については、さらに一層調査をしておかないと具合が悪い問題でしょう。今後、泉南市全体のそういう河川とかそういうことについては、市がもっと主体的な立場に立って府に物を申すように調査してほしい。

以上で終わります。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） それじゃ少しお尋ねしたいんですが、この一般会計の補正予算ということで、ちょっと市長に歳入の方の問題で1つ確認しておきたいんですが、今回も市税収入を若干上げておるんですが、この市税収入の確保という点では、市長がどういう覚悟であるのか、決意であるのかという点について、この際に改めてお尋ねをしておきたいんです。そのことがまず1点です。

それからあと、歳出の方では災害復旧の問題なんで、私もその点についてお尋ねをしたいと思うんですが、自然災害と人災というふうにあると思うんですが、今回は大変な豪雨でもあったと。市長は山手の方が大変ひどかったということなんですが、災害は自然災害と人災というんですか、人災の場合、この場合は政治的なといいますか、行政上の責任を負うような災害という問題がありますが、この点で思い返しますと、一昨年、たしか2月でしたかに大変な集中豪雨が起こって、樽井と男里浜の地域の住民の皆さんが大変な被害を受けたということがありましたけれども、このときの災害の主な原因は、りんくうタウンにおける工事のミスがこの豪雨と重なって周辺に災害をもたらしたということで——市長、もうこの問題も解禁でしょう、言うてもね。

それで、このときに災害があった翌日、産業建設常任委員会の協議会が持たれて、この席上で委員の皆さんからもいろいろ御意見が出ました。特にこの席上には早速りんくうタウンの方の責任者も来てもらって、市長も同席して、一体この災害対策をどうするかということでいろいろ論議しました。山内委員なんかも過去の空港関連の補償等の問題との兼ね合いで、大阪府の責任の問題を泉南市が後で肩代わりさせられるというようなことはあかんということで、市長、あなたはどうかということと言われて、当時の平島市長も、この災害問題について、今回は大阪府の側に問題があるということで、常任委員会の協議会に参加された府の責任者の方に向けて改めて発言をして、この問題については最後まで責任を持つように、よろしいですか、と念を押した。そうすると、大阪府の責任者も、わかりました、やります、ちゃんと責任持ってやります、という答弁をされた。

その後の経過は、市を通じて樽井と浜区の区長の協力を得て、あの当時

の被害補償を全面的にやられた。やっぱり私は市長の態度が、災害復旧のこともありますが、こういう被害が起こった問題に対する対応でも、市長の対応が大きな力を発揮するなというふうに思うんです。

そういう点で、今回も起こった問題について市長が積極的に、こういう問題について市民の暮らしを守る立場から取り組んでほしいなというふうに思うんですが、この点についてもひとつ市長、あのときの経験を踏まえて答えておいていただきたいというふうに思うんです。

そこで、具体的な問題としては、屯道川の河口における災害の問題があります。これは一遍具体的な中身も答弁をして明らかにしておいていただきたいと思うんですが、あそこも水門があるんですが、水門が何のことはない、一部閉鎖されておったというようなことがあって大変被害を大きくしたんですが、私の長い経験で、まさかあんなところで被害が起こるようになってなかったんです。それが、私も見てきましたが、橋げたの四、五十センチ上まで水が来てたわけなんです、この点について一言、この被害の状況とその後の対策ですね、これはひとつ担当の方で御答弁を願いたいと思います。

それから、同じ川の問題でいいますと、今、島原議員から言われましたけども、男里川の方の問題も大変な事態であった。男里川の菟砥橋ですね、今、菟砥橋通ったらあかんぞ、危ないん違うかというような声が出るほど相当な水量の男里川でした。まさに上の方で水がたくさん出れば、下へどんどん流れてくるわけです。それで通称、男里地下道と言われるところですね、かつて大災害があったところですが、ここにたしか車二、三台が埋まってしまうというような、ちょっとしたハプニングもいろいろあったわけですが、そのために、ここはいつもよく水つかるんですが、今回特にひどかった。山陽製紙の工場なんかも、従業員の皆さんも仕事をやめて土のうを築いて、その対策に大わらわであったわけです。これは一級河川ですが、ポンプ小屋もあるんですが、もうほとんど間に合わんということが早くからわかっている、そのままずっと放置されている。

こういった問題はやっぱり泉南市が責任をもって、それは泉南市が直接すべきこととすべきでないこと、府や国にやってもらわないかんことがありますから、市が直接お金出してやれというんじゃないですが、国や府にきちっとその対策をやかましい言うてやってもらおう。この場合、ここは府

道になってるんですが、大阪府の責任だと思ってるんですが、先ほど助役さん最後に提案されたので、これの関係があると思ってるんですが、具体的に府との関係では一体どうなのか。

それから、あのときには堤防が広がってるのと、全く堤防だけしかない。しかも道路になっているという、その即横の人家が若干あるんですが、私も見てたら、水がどんどん吹き出て——いわゆる水圧がものすごいですからね。既に家の、何というのか、グラウンドというのか——よりも水の高さの方がずっと上になってるんですよ。水がどんどん吹き出てもう恐れおののいておる、必死になって走り回ってた住民の皆さんがおられましたけども、この川の問題で堤防をもっと強化するという点でも、ちゃんとせないかんのではないかというふうに思ってるんですが、この点については一体どうかというふうに思います。

それともう1点、樽井を初め低地帯の浸水対策の問題があります。樽井の方でも今具体的に始めております低地帯の浸水——今度の雨では低地帯だけに限らなかったんです。もっと高いところでも浸水はあったんですが、特に低地帯で——時間的な関係もありますのでずっと圧縮して言いますが、せっかくここ何年もかかって、もう本当に何年もかかって、数年かかって低地帯の浸水対策ということで道路内にヒューム管を入れて工事を進めてきていますが、たしか6年度で泉南市の、全部じゃないですけども、1つの大きな部分の浸水対策の排水管が南海電鉄の下をくぐり、東洋クロスの下をくぐって堤防敷まで行ってるということを知っておるんですが、大阪府の対応が非常におくれているんじゃないかと思ってるんですよ。大阪府はなぜこういうふうに対応がおくれているのか。あと、壁1枚というんか、取り除いたら大阪府の水路につなげるはずなんですけども、大阪府はそのことについて対応を一体どないしてるんか。

今、見ましてもひとつも堤防——この間も行って堤防に上って見てきたら全然変わってない。運河そのままほったらかしですから、あの運河はあのままではないはずなんで、具体的な排水路計画をなぜ早く実施しないのか。バブルがはじけて、土地が売れないから金があるとかないとか、それやったら最初から埋め立てをしなきゃいいわけなんで、金のあるなしにかかわらず、やるべきことはちゃんと大阪府はやるということについて、この席上で大阪府の当時の幹部一連名前出してほしいんですけども、ここで

ちゃんと答弁してやってるんですよ、浸水対策について責任持ちますと。それ、助役はわかってたら、一遍名前も発表してほしい。61年の9月16日や。ここに来てやったんや。そやから、責任あることをちゃんと、これは府の仕事ですからやってくれないかんですよ。それが一体どうなるのか、このことも明快に答えてほしいと思うんです。

せっかく、これまで莫大なりんくうタウンの埋め立てによってかけてきた低地帯の浸水対策への市の事業を、一刻も早く水害をなくすためにもつなくということについて努力せないかと思うんですが、その供用開始がいつできるのか、そのことも含めてお答えをいただきたいというふうに思います。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 基本的なことを私から答えさせていただきまして、具体の中身は担当部局よりお答え申し上げます。

まず、1点目の税の確保の問題でございますが、私ども常々、税については的確な捕捉と確実な徴収ということで努力をいたしているところでございます。

次に、大阪府との関係でございますが、以前の浸水の例も出されたわけでございますが、あのときは原因が比較的是っきりいたしておりまして、りんくうタウン内の工事のコルゲート管のベンディング、曲がったというのが大きな原因であったわけございまして、したがって大阪府も後の対応を、市の方で大分応援しましたけれども、最終的ないんな対応については大阪府が責任を持ってやったということでございます。

今回は降雨強度がかなり強い雨でございまして、下水道の設計値を超えるぐらいの1時間降雨量であったわけでありまして、御指摘のように府の河川あるいは府道関係でも、随分そういう被害と申しますか、損傷もございましたし、冠水もございました。地下道につきましては、東鳥取南海線だけではなくて、今度の岡中の開通しましたアンダーパスも水がたまっておったというような状況でございました。

そういう中で、早速大阪府の岸和田土木事務所長並びに大阪府の河川課長、それと土木部長に泉南市長名で要望を出させていただいたところでございますし、また現地の方はその出先機関でございます尾崎出張所を中心に、立ち会いあるいは調査等、現在も引き続いて行っているところでござ

います。いずれにいたしましても、府道あるいは府河川といたしましても第一発見等、市民あるいは市の職員等が比較的早い場合が多いわけですので、すぐに連絡をするなり災害の体制づくりについては大阪府とも連携をとってやっているところでございますが、何分非常に当日は集中的な時間帯雨量もございました関係上、多方面からのいろんな被害の苦情あるいは連絡も入ったということございまして、至らなかった部分もあるかというふうに思いますが、いずれにいたしましても、あとのフォローについては十分やる必要があるというふうに考えておりますので、特に府管理の道路あるいは河川等につきましても、市の方でのいろんな当時の状況等も踏まえて、十分お知らせをするなり、また調査をするなりということはやっていきたいというふうに考えているところでございます。

具体の今御指摘のあった点につきましては、担当部局より御答弁を申し上げたいと存じます。

議長（重里 勉君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 林議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、第1点目の屯道川のはんらんによる被害状況でございますが、床上浸水が2軒、床下が5軒の計7軒の方が被害に遭っております。

2点目の信達樽井幹線のりんくうタウン内の幹線との接続でございますが、今年11月末には接続できると御報告をいただいております。

申しわけございません。答弁漏れがあったようですので、お答え申し上げます。りんくうタウン内の下水道整備状況につきましては、おおむね60%程度の完成を見ておると連絡をいただいております。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 池上道路課長。

事業部道路課長（池上安夫君） 府道東鳥取南海線のアンダー部分の浸水した箇所の件につきましてお答えいたします。

当日、4日の午前中、我々の方にも連絡が当然市民の方々から入っております。即、直接管理されています大阪府の岸和田土木事務所の尾崎出張所にも連絡をいたしまして、かつ、うちの職員につきましても現地に向かわせまして、通行している車につきましては、危険であるということを知らせるための措置等すぐに行いました。ここだけじゃなくて、先ほど市長も言いました都市計画道路の阪和線のアンダーパスのところにつきまして

も同じような状況下にあったんですけども、そういうことでできるだけの対応はさせていただきます。

大雨が降るたびにこういう状況下にありますので、排水能力にもやっぱり問題があると我々も考えておりますので、今後は土木事務所の尾崎出張所の方にも排水の能力アップを強く要望していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） まだ全部答弁いただけてないんですが、できるだけ時間的に簡潔にと思ってまとめてしたんですが、ちょっと歳入の方のことで市長にお尋ねしておきたいんですが、今回こういう歳入の状況なんですけど、この間地方交付税の不交付団体ということで、泉佐野と田尻町の空港税収との関係で記事が出ておりましたけど、泉南市の場合、同じように3等分をしているわけですが、市税の収入は、空港からの税収が非常に悪い。今度の予算もわずかですから、泉南市はなかなか災害復旧、これでお金足るのか。僕はできへんと思うんですよ。実際上の対応がなかなか、今朝から出てきた状況を見ても難しいですし、よっぽど税の確保をしないと、とにかく仕事ができないわけです。

そういう点でも市税ですね、補正予算ですからひとこと言うておきたいんですが、何で空港からの税収が泉南市はえらい少ないのか。たしか空港島の税収では格納庫等、平成4年12月に地方税法の、泉南市からいえば改悪ですけども、いわゆる国の方では改正で、日航やとか何かの格納庫の税収を5年間2分の1に減免して、たしか泉南市では何億か損害を受けてる。ちょっと数字を後で一言言うてほしいんですが、この間、せんだって開かれた航空審でさらにその減免の措置を広げるようなことが出てきておるといふうに聞いておるんですが、市長はそのことについてどうなんですか。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まだ詳しいそういう中身の問題まで連絡をいただいているわけではございません。ただ、今の段階では運輸省が大蔵省に対してそういうような申し入れをされたというふうには聞いておるんですが、これについてはまだ十分な情報を得ておりません。

これは泉南市だけではなく、やはり2市1町お互いに関連することで

ございますので、今後これらの対応については、2市1町十分連携をとって対応をしていく必要があるというふうに考えているところでございます。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） それね、市長、詳しい中身聞いてないということですけど、具体的に出てるでしょう。市にも連絡が来てるでしょう、中身が。答弁してください。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まだちょっと抽象的な書き方の程度でございまして、すべてどういう形かというところまでは、詳細といいますか、そこまでは連絡はいただいております。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） 詳細でね、市長、そんなこと泉南市で市長がこの前の3月か去年の12月議会で私が言ったときに、前の分についても、これまでやられた分についても物申していくと言うてたんですよ。あれは佐野なんか全然関係ないわけですよ。我が泉南市の領域にかかわる問題でしょう。だから2市1町で相談していくというのでなしに、泉南市長としてどうかということやから、その中身、書いたもの来てるわけやから、そら全部細かに数字まで出なかって、考え方の基本としては書いたものが来てるわけですから、なぜ我々にそれを発表してくれへんのですか。なぜしないのか。出すべきですよ、市の財政の問題として。市長ところに来てるでしょう。今書いたものと言うたやないですか。

議長（重里 勉君） 林議員に申します。ちょっと議案と離れているのと違いますか。議案に沿って質問してくださいよ。林君。

23番（林 治君） 市税のところというて、市税収入がね……。

議長（重里 勉君） いえいえ、それから話が伸びていってますからね。

23番（林 治君） いやいや伸びていないですよ。

議長（重里 勉君） それから、災害の復旧に戻ってくるならいいですけども、そちらの方に行ってますからね。

23番（林 治君） 違う。補正予算組んだら、税金なかったら泉南市の事業できないんですよ。

議長（重里 勉君） わかりますよ。だから、議案に対する災害の中身で質問しなさいな。

23番(林 治君) その市税の中身で、特に今このことが問題になって… …。

議長(重里 勉君) 2市1町の問題と関係ないですがな。

23番(林 治君) 違う。私は言うてへん。市長が2市1町言うから、僕は2市1町関係ないと言うてるんです。

書いたもん来てたら出すべきですよ。出したら簡単に済む話です。

議長(重里 勉君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 林議員おっしゃっているのは、きょう航空審で答申が出る分だというふうに思いますが、これについては先ほども言いましたように、詳しい中身というのは、まだ私どもも十分把握をいたしておりませんので、それがはっきりした時点で、当然議会の方の特別委員会もごさいますし、お出しをしていきたいと、そういうところで我々も議論を深めていきたいというふうに考えているところでございます。

議長(重里 勉君) 林君。

23番(林 治君) 市長ね、それでは私は遅いと思うんですよ。幸いきょう臨時議会開かれたから、市長はそういうことについての情報を議会にも十分説明をして、あなたがわかっている範囲でも、ここでの皆さんの御意見を聞くことをすべきなんです。そういうことだけ言うておきます。

そういう不誠実な態度じゃあかんですよ、議会に対して。そういう情報を持ってるわけですから、なぜ我々議会に知らさないのか。私はそのことについて、そういう市長の政治姿勢に非常に、本当に泉南市のためを思ってるのかなと思いますよ。もしかそうでないなら、本当に泉南市の市民のため思ってるなら、泉南市だけ税収を減らされるような——災害復旧だってまともにはできるような税収ないですがな。泉南市だけ空港税収でも極端に低いんですから、田尻町より低いんですから、そういう点を含めたら、本当は市長はこのことにもっと躍起になるという点で、議会の皆さんの協力も仰ぎたいというて、こんなこと今出てきているんや、運輸省が大蔵省にこういうことを要請していると。これまた、やられて国会で決まってからやったら遅いんですよ、実際問題として。そうでしょう。だから私は言うてるんですよ、ここで、市税確保のために。言えないんですか、もう一言だけ聞いておきます。

議長(重里 勉君) 林君、やはり本来に戻しての質疑にかえてくださいな。

外れてますよ、これ。

向井市長。

市長（向井通彦君） 私は泉南市民のためを思って政治をやっております。先ほどの、きょうの話については十分な情報、的確な詳細な情報というのはまだ我々も十分把握をしておりませんから、それができた時点で速やかに当然お示しをし、また御相談もしていきたい、このように考えております。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） それじゃ、市税の問題は、やっぱりこういう不意の災害の問題含めて、それに機敏に対応する上で財政的な保障をしていくという点で、市に財政がまともに入ってこないようなことを国会でやられてからでは遅いし、今市長は、市民のためにやってますというのなら、私は知ってることについて議会にきちっと報告するのが、知った時点でやるのが当然だと思います。そのことが誠実にやられないようなことでは、市民のためにやっているとというふうにはなかなか受け取れない、このことも改めて言うておきます。

それと屯道川の河口における問題で、この間の災害は、私は大阪府の方に責任があるんじゃないかというふうに思うんですが、なぜ水門が全開していなかったのか。ここの管理のことを含めて、7月4日という日にちの関係で一遍きちっと報告をしてもらいたいと、そういうふうに思います。でないと、実際被害を受けた住民がおるわけですから、損害を受けてるわけですから、やっぱりその責任は被害を受けなくてもよかったものが被害を受けてるわけですから、その点について一体どうするのか、お答えをいただいております。

それから——なんでしたら1つ1つにしておこうか。問題は最初言うた3つの問題だけですから。

議長（重里 勉君） 林議員に申します。質問回数の問題もありますので、できたらまとめて1回にしてください。

23番（林 治君） そしたら、議長の責任でちゃんと答弁——最初の質問に対する答弁もできないんですよ。だから、それは一遍にしたら答弁がかえって長くなると思って、1つ言うてできたら簡潔にもらったら、次のやつにいくようにした方が簡単に済むんじゃないかというふうに思うんで

す。構いませんか。

議長（重里 勉君） 構いませんよ。

23番（林 治君） それでは全部言います。

屯道川の河口における災害の問題、今言った点についてははっきりしておいていただきたい。

それから、男里地下道の浸水問題で先ほど池上課長の方からありましたけども、何回もこういう問題が起こってきて、この間実は特に大変な被害を受けたわけですが、市内を通る府道の管理の問題について、もっと府の責任だったら大阪府になぜ求められないのかですね、もっと責任ある。いつ求めて、いつそのことについての回答をくれるのか。その点も含めてきちっとここへ回答を出してもらいたいと思うんですよ。いつまでも、言ったけれども、なかなかやってくれないということになるのか、ちょっとその点ははっきりさしてほしい。

先ほど言った、一級河川の堤防敷の外側に——もしか写真持ってこいというたら写真持ってきますけども、水がどんどん出て、水だけでは床下浸水ですけども、不安に思っておられるわけです、水がどんどん出てきて。堤防敷の改修等を含めて、これはたしか堤防敷のときには場所によって、一級河川やいうけど、府が来たりするんで、これは直接的には府が責任持ってるのかなと思いつつながら質問をしてるんですが、その点も具体的に教えていただきたいと思いますし——府の責任か国の責任かですね、どこに言えばいいのかですね。その点を含めてはっきりとしておいていただきたい。

それからもう1つ、低地帯の浸水対策の問題で、11月につなげるといことですが、つないだ時点で供用開始ができるのかどうかですね。

それと、泉南市ができた時点で何で大阪府ができないのかですね。大阪府はりんくうタウンの整備の問題で、ちょっとおくらしているんじゃないか。部長は今60%程度と言うけど、このりんくうタウン内の水路の問題は、現時点ではもう100%できてないかんと思うんですよ、實際上。なぜこんなに遅うなってるのか。これは泉南市に浸水でそういう被害があることについて、本当に解決しようという積極的な立場に立って、住民に少しでも被害を与えないようにしようという努力、そういう立場での努力がされてるのかどうかというふうに思います。その点を含めて府の対応をお聞かせ願いたい。

議長（重里 勉君） 北野下水道部次長。

下水道部次長兼施設課長（北野 勝君） 過日、7月4日の屯道川水門ゲート、2門あるうち1門が閉まっていて近くの家屋に床上浸水等の迷惑をかけたことをごさいますけども、7月4日、大阪府港湾局から事務委任を受けているもので、ゲート管理しておりますところをごさいますけれども、当日はずうっと前日から随時警報なり注意報が出ておりまして、当日4日は6時半から14時まで大雨洪水警報が出ております。うちの方は6時半の時点で、我々職員が出て事務局の方に来て待機したわけをごさいます。それから、しばらくして近く住民の方から電話がかかってきて対応に行ったという次第をごさいます。

港湾局とその後協議してまいりましたけども、責任の所在がはっきりしていないのが現状をごさいます。

以上をごさいます。

議長（重里 勉君） 池上道路課長。

事業部道路課長（池上安夫君） 林議員御質問の鳥取南海線の府道の南海線のアンダー部分の浸水した件につきましてお答えいたします。

泉南市内にも府道がたくさんあるわけですがけれども、全体的には当然管理しておる岸和田土木の尾崎出張所さんが窓口になるんですけども、我々市の道路管理者と府の道路管理者と、全体的な問題点等の協議は年度当初にやっております。その都度その都度、問題があるたびにいろいろ意見交換なり要望なり、交流はさせていただいておるわけですがけれども、御指摘のこの部分につきましては、僕も経験している範囲では、ある程度一定雨が降りますとこういう状況になるということで、排水の能力にやはり問題があるのではないかなというふうに思っております。また、今回の7月4日の大雨のことをごさいますので、その辺の調査と改善を強く要望していきたいと思っております。

以上をごさいます。

議長（重里 勉君） 横江課長。

下水道部整備課長（横江一雄君） 議員御指摘の堤防の漏水の件をごさいます。基本的には改修済みの堤防というのは、河川の構造令にのっとった構造になっておりまして、本来なら漏水が起きるべき構造にはなっていないはずをごさいます。ところが、現実には漏水が起こり、しかも住民の方に

大変な不安を与えているというのは大変問題のあることと考えております。

この件につきましては、早急にその漏水の原因につきまして調査を大阪府の方に要望していきたいと、このように考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） 議長が全部まとめてやれと言うんですから、またまとめてやりますが、1つは、市長ね、今論議している問題は、大体これから台風シーズンでしょう、もうすぐ。實際上、9月10日ごろですか。そういう問題を頭に入れて、そういうことがもう来るだろうと。来ることはある意味では前提ですわ、きょうの議会というのはね、この災害対策はそういうふうにして考えて答弁はいただきたいなと思うんですよ。そうでしょう。

そういう点でいえば、ちょっと今答弁漏れもまだあるんですが、もう一度質問をさせていただきますけども、例えば屯道川の水門の1門が閉鎖されていたことによって、被害を受けた住民には責任の所在がはっきりしないと。被害を受けたのは市民なんですよ。そのことははっきりしてるわけです。なぜ被害を受けたかわからないで、被害を受けた人たちに対しては、やっぱりその責任を明らかにして——何も責任者どうせいこうせいと言うてるんじゃないですよ。その被害を二度とないようにするということと、その被害に対してのちゃんとした補償をきちっとするということが、簡単にいえばこの2つは明快にせないかん。

そういう点で、この水門をあけたのも、水門の委任者があけたんじゃないんですよ。周りの人が走って行ってあけたんですよ。そうでしょう。市もあけたんじゃないでしょう。だから、そのことに気がついたというか、協力してくれた近所の人があけてくれてようやく水が引いたということなんです。

やっぱりこんなことがあっては困るんですね。今はまだ堤防敷残ってますから、港湾局の責任なんですよ、大阪府の。そこをもっときちっとやらないかんし、被害住民に対する大阪府の対応も明快にせないかんですよ。だから市長に言うてるんですよ。担当の職員の方では言えないんじゃないですか。市長、その点が1点。

それから池上課長、排水能力に問題があるということについて認めたんですが——男里地下道ですね。本来これがちゃんとしておれば、例えば山陽製紙の工場は操業を一時ストップして臨まなくてもいいんですよ。操業できてるんですよ。雨漏りで操業がきなかったらその会社の責任ですけども、こういう浸水ではね。ですから、その点も大阪府の方に、今、例えば改善をしていきたいというふうに答弁している。じゃ、これは市が責任持ってするんですか——というふうに答弁されたんでね。

僕は議長ね、何回も質問はしたくないけども、議長も答弁聞いてわかるように、排水能力に問題があるというて、私はあれは大阪府の施設じゃないかということで、さっきから大阪府にちゃんと要望すべきじゃないかと言うてるんですが、改善の… …。

議長（重里 勉君） 僕に説明するよりも端的に質問してくださいな。もう45分たってますから。

23番（林 治君） 45分たつてるとか何とか、そういうことを言うから私は一言言うてるんですわ。だから、改善していきたいというたら、市が改善するというふうに聞こえます、本会議場で。なんやったら議事録を見てもらいます。だから大阪府に改善をさせるんやったら改善させると、きちっとその点はっきりしてほしい。そしたら2回言う必要ないんでね。

それから、堤防の漏水の責任について、大阪府に求めるというふうに言われたんで、これはぜひとも早急に返事をいただくようにしていただきたいというふうに思うんです。

それから、供用開始のことについていつかと、實際上。接続は11月ごろにできるというんですが、接続した後、供用開始できるためのいろんな準備もあると思うんですが、その辺でいつごろにできるようになるのか。市の方が施設ができて、いつまでも供用開始できないようなことじゃ困るんで、せっかくできたものが、できる時点というのは大体想定できるわけですから、その時点で接続——今、府との関係で遅くなってると思うんやけども、接続できた時点でもう供用開始できるというふうになることが必要やと思うんですけども、その点を含めてちょっと答弁いただいてないので、ひとつ答弁していただきたい。

議長（重里 勉君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） お答え申し上げます。

信達樽井幹線の下水管の接続につきましては、11月末にりんくうタウン部分と接続するわけでございますが、議員御承知のとおり、住友銀行の前の道路——横にというんでしょうか、その幹線につきましては、現時点で取り込み口が完成いたしておりません。これにつきましては、市の方で間もなく工事を発注する予定でございます、完成が今年度末になる予定でございます。このようなわけでございますので、供用開始は来年春にする予定でございます。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 池上道路課長。

事業部道路課長（池上安夫君） 鳥取南海線の浸水箇所の件につきまして再度お答えいたします。

先ほど申し上げましたのは、改善を要望していくというふうにお答えをしたつもりでございます。排水能力云々の問題につきましては、過去の経験からいきまして何回も同じような状況になるという事実がございます。ということから、やはり今の施設の中身では、そういうふうな能力的なものに何かそういう問題があるのではないかと思われるということで、その辺の調査も含めまして改善の要請をしていくというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 北野下水道部次長。

下水道部次長兼施設課長（北野 勝君） 屯道川の件につきまして再度御答弁申し上げます。

港湾局とも協議してまいっておりますけれども、補償についてはちょっと難しいような感覚であります。それで、被害を二度と繰り返さないためにも、今まで日常管理の水門等管理人がいたわけでございますけれども、その方をお呼びいただき、今度はその近くの方をお願いをしようとしている段階でございます。よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

〔林 治君「結構です」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———小山君。

8番（小山広明君） 議案第2号に反対の立場で討論をさせていただきます。

この予算は、大変膨大な災害、被害に対する予算でございますが、現状

においては農地の大規模な被害に対して、その率からいっても十分に予算化されておるとは思いませんし、確かに国の補助というものはあるわけでありまして、一番市民の前線に立つ市の行政の中で、実態に合った予算措置がされておらないのは問題であると思います。実際そのような予算措置をされておらない現状の後を考えますとき、被害を受けた農地がそのまま放置されることは十分に予想されるわけでありまして。

また、最近とみに多くなってきております天候不順によるこのような豪雨は十分に予想されるわけでありまして、そういう中で被害を受けた場合に、ほとんどそのことが手当てできないということも予想されるわけでありまして。行政は早急にそのような実態に合わせた措置を講ずべきでありますし、これまでも講じておかなければならなかったであろうと思うわけでありまして。

また、泉南市の山間部にあります、和歌山県にありますあのような土取りと申しますか採石場の問題は、もっと早急に実態を把握して、豪雨が来たときにどのような状態に泉南市になるかということ十分に把握し、関係機関に要請をし、措置を講ずるべきであります。これから調査をするという状態では、市民は不安にならざるを得ないわけでありまして。

そのような厳しい状況に対して、市のとおられる措置はまことに甘いと言わざるを得ないわけでありまして。今回盛られました予算措置については、早急にやらなければならないことは当然であります。それに比して、先ほども言ったように予算措置がされないところを考えますとき、そのバランスからいって反対せざるを得ない、早急にそのようなものも含めて予算措置をするべきである、そのようなことから反対をいたします。

議長（重里 勉君） 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（重里 勉君） 起立多数であります。よって議案第2号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、日程第7、議員提出議案第8号、フランスの核実験再開に反対し、中国の核実験への抗議を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して嶋本五男君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。嶋本五男君。

17番（嶋本五男君） ただいま議長よりお許しを得ましたので、議員提出議案第8号、フランスの核実験再開に反対し、中国の核実験への抗議を求める意見書については、皆さん方のお手元に配付いたしております案文を朗読いたしまして、提案理由にかえさせていただきます。

なお、この案文の中間のところちょっと御訂正をお願い申し上げます。「このことは」と中段の一番真ん中ごろに書いておりますけれども、この部分を「このような状況のもとで」と、こういうふうに御訂正を願いたいと思います。

では、案文を朗読させていただきます。

フランスの核実験再開に反対し、中国の核実験への
抗議を求める意見書（案）

今年、原爆が広島、長崎に投下されてから50年目の節目の年である。原爆投下は、その年に20万人余の生命を奪い、いまもなお30万人余の被爆者を苦しめている。これは、国際法に違反する行為の何ものでもない。

国連第1回総会は、核兵器のない平和な世界を求める諸国民の願いとして核兵器廃絶を決議している。ところが、核不拡散条約（NPT）の無期限延長で核兵器の永久的保有が認められたとして、中国が核実験を強行し、フランスが核実験再開を明らかにしている。

このような状況のもとで、いまほど、すべての核実験の無条件全面禁止を実現し、そして広島、長崎を繰り返させぬ道として核兵器全面禁止、廃絶の国際条約を実現することが、求められているときはない。

そのために、世界諸国民の共同の行動を発展させることが待たれている。

よって、政府におかれては、当面の緊急課題であるフランスの核実験再開に反対し、中国の核実験に抗議されるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成7年8月24日

泉南市議会

以上でございます。皆さん方の御賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等はありません

か。———質疑等なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（重里 勉君） 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第8号は、原案どおり可とすることに決しました。

ただいま可決されました意見書につきましては、議会の名において各関係機関に送付いたしますが、その送付先については議長に御一任願いたいと思います。

以上をもって本日の日程は全部終了し、今期臨時議会に付議された事件はすべて議了いたしました。長時間にわたり慎重なる御審議を賜りまして、まことにありがとうございました。

これをもちまして平成7年第1回泉南市議会臨時会を閉会いたします。

午後3時57分 閉会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 重 里 勉

大阪府泉南市議会議員 嶋 本 五 男

大阪府泉南市議会議員 小 井 安 男